

日本女子大学史資料集 第五十六
(六)

日本女子大学校規則

〔大正一三年—昭和二年三月〕

日本女子大学史資料集 第五—六
(六)

日本女子大学校規則

〔大正一三年—昭和二年三月〕

「日本女子大学校」規則の復刻について

学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」がある。創立前年にあたる明治三三（一九〇〇）年に作成した規則と、創立から大正一三年度まで各年度で用いられていた規則については、すでに「日本女子大学史資料集第五」〜「日本女子大学史資料集第五一五」で復刻した。これに続く大正一三年一月より昭和二年三月に印刷されている規則を復刻する。いずれの規則も次年度の入学志願者に向けて印刷された募集要項にあたる。資料の出処は、大正二三・一四・一五年に印刷されたものは「日本女子大学校四十年史編纂資料 出所 幹事室」で、昭和二年三月印刷のものは構内にある大学事務部門倉庫に残されていた資料群である。

解説

本誌に掲載した規則が適用された大正末期になると、第一次世界大戦を経て露呈した様々な矛盾や不安に向き合った人々は「社会」や「階級」「人格」などの概念を理解していた。明治から大正期にかけて、新しい職業生活、植民地政策のもとでの大陸との往来、新聞や雑誌などのジャーナリズムを通して、「世界」にも目が開かれ、「国家」の意味も知っていく。そうしたなかで、全国に広がる社会運動に対して政府は強い危機感を抱き、抑圧への画策を始める。一九二五（大正一四）年、男子普通選挙法が成立して民主政治の機会を広げたものの、それと抱き合わせて治安維持法が公布され、人々から言論や活動の自由を奪う時代が始まった。それは第二次世界大戦が終結するまで続く。

この時期の教育については、資料集五一五でも記したように、女性の間でも専門的知識への欲求は高まり、

より上級の学校への進学を求めた。公私立女子専門学校の数は大正年間に一九校増加して、大正末年には二七校となっていた。一方、一九一三（大正二）年には東北帝国大学理科大学が三人の女性の入学を許可したのを最初に、一九一八年には北海道帝国大学農科大学が選科生として一人の女性の入学を許可した。一九二〇年に日本大学が入学を許可、その翌年には早稲田大学が女性一二名を聴講生として入学させるなど、男子の高等教育機関である大学が僅かながら女性への門戸開放を始めた。この状況を好機ととらえ、数校の女子専門学校が大学設立の準備に着手した。

本校の創立者成瀬仁蔵は、設立当初から、男子大学に匹敵する「女子総合大学」の実現を目指していた。委員として関わった教育調査会や臨時教育会議の場で女子大学制度化の必要性を説き、理解を求めたが、「女子ノ為ニスル大学ノ制度ヲ立ツルカ如キハ未タ其ノ時期アラスト認ム」と結論され、一九一八（大正七）年一二月公布の「大学令」には、女子大学の設置要綱は盛り込まれなかった。翌年一月、病に倒れた成瀬は、「設立當初の目的に基き専門学校の現制を改め、綜合大學の組織を進むるの時機に到達せるを信ずるを以て此の際十年計畫を以て之れが實行を策すること」（『家庭週報』五〇二号）と後継者に遺志を託し、三月に没した。

第二代校長麻生正蔵は、「大学令」に準じて予科、学部、研究科と繋がる組織とカリキュラムの編成、教育研究に必要な校舎・設備の準備、高いレベルの教員を数多く確保するべく奔走した。大学設立に必要な膨大な資金は、関東大震災による困難はあったものの、桜楓会（同窓会組織）の募金運動や本校設立当初からの支援者の寄付によって集められた。一九二六（大正一五）年一〇月には「総合大学高等学部」の校舎（鉄筋三階建て）が竣工し、認可申請の準備が整い、新聞などでもその提出が待たれる記事が掲載された。十一月一六日、「大學設立願」を文部省に提出した（図1参照）。

図1 「大学設立願」文書（1926（大正15）年11月16日）

成瀬記念館所蔵

2123

大学設立願

一 大学ノ名稱 日本女子大学校

二 学部ノ種類及名稱

理 学 部 化学科
 文学部 国文学科
 医学部 命令、内之ヲ缺、

三 大学院及大学豫科ノ設置
 大学院及大学豫科トシ、日本女子高等学校ノ設置又

四 奉 則 別紙添付ノ通、

五 位置及校地
 位置 東京市小石川区高田町十八番地
 校地 前地高田町十八番地ニ在リ、從來、日本女子大
 学校敷地重馬琴千三百坪、其ノ中、校地ニ充テ、校地ハ
 日口量、每坪ノ土地ヲ、排水層ニ充テ、飲用水東京
 市水道ノ使用、

六 校舍ノ位置及建設ノ概況
 附上述位置ノ別紙添付ノ校地ニ、建物を設置圖ト併用ス

七 合 学 部 及 大 学 豫 科 在 学 者 定 数
 理 学 部 二百四十人
 文 学 部 二百四十人
 医 学 部 二百四十人
 各 学 部 専 任 教 員 數 六百六十八人

獲得日本女子高等学校 専任職員 貳拾壹名(臨時六名(暫止))

理 学 部 専任職員拾貳名(臨時三名(暫止))

文 学 部 専任職員八名(臨時三名(暫止))

九 奉 則 及 大 学 院 開 校 期 日
 理 学 部 及 文 学 部 各 科 大 正 十 五 年 四 月 開 校
 医 学 部 及 大 学 院 大 正 十 五 年 四 月 開 校

十 經 費 及 俸 給 方 法
 別紙添付ノ通、

右 各 通、擬 立 敷 度 候 條 件 奉 令 依 御 裁 可 相 成 度 以 致 相 候 條 也

大 正 十 五 年 十 一 月 十 六 日

東京府東京市小石川区高田町十八番地
 財団法人日本女子学校理事 麻生正藏
 日本女子大学校

文部大臣岡田良平殿

しかし、申請から半月以上も経った一二月五日の新聞で「端なくも文部當局の間に法規の解釋上不認可の聲が揚がるに至つた」「高等學校令の第一條には『男子の高等普通教育』との明文があつて『女子』の文字がないため、このたびの女子大問題もなかなか困難で今のところ認可する様子もないとの事である」と報道されたように（『東京朝日新聞』大正一五年二月五日）、大学の設立は難航した。認可が下りないため、次年度の入学者募集は従來の規則で、一月から二月にかけておこない（資料3）、四月には文科（国文学部・英文学部）と実学科（家政学部・師範家政学部・社会事業学部）の生徒五〇一名が入學した。

この新入生募集と並行して、麻生は大學設立を一先ずおいて、「程度實質上に於ては、他の大學に劣らない大學教育を、而かも一種特色のある學風の下に開始」（『家庭週報』八八四号）と決定し、新しい教育課程を企画して一九二七（昭和二）年一月二七日に「學則改正願」の申請書を東京府を經由して文部省に提出した。「晩近女子教育ノ進展著シク、進ンテ學術ノ蘊奧ヲ極メント欲スルモノ日ニ多キヲ加フル状態ニ鑑ミ本財團法人當初ノ目的ヲ達センガ為メ今回別冊ノ如ク新タニ大學令ニ依ル大學並ニ高等學校令ニ依ル高等學校ニ準シタル学科課程ヲ編成シ之レニ從來ノ日本女子大學校ヲ附属セシメ之ヲ統括經營シ以テ世運ノ進歩ニ伴ハント期スルニアリ」と記した「理由書」（東京都公文書館所蔵文書307-D4-6）とともに新しく作成した規則を添付した。新規則では、従來の文科と実学科は合わせて専門科と改められ、新たに本科、研究科、高等学部が置かれた（図2・3参照）。本科が「大學令」によるところの大學にあたり、研究科が大学院、高等学部が「高等學校令」の高等學校にあたる。この申請は、三月三十一日付で認可がおり（図4）、直ちに「昭和二年三月印刷 日本女子大學校學則」（資料4）を作成、高等学部のみ入學者募集をおこなつた。「昭和二年度高等学部學生募集要綱」の冒頭には「當局に於て大學令適用上急速認可の運びに至り兼ねる趣に付き時日切迫の折柄止むなく當分の内專

図 2 1926 (大正 15) 年度学校系統図

文科 (修業年限 4 ヶ年) 国文学部 英文学部 実学科 (修業年限 4 ヶ年) 家政学部 師範家政学部 社会事業学部	研究科 (1 年～3 年)
---	---------------

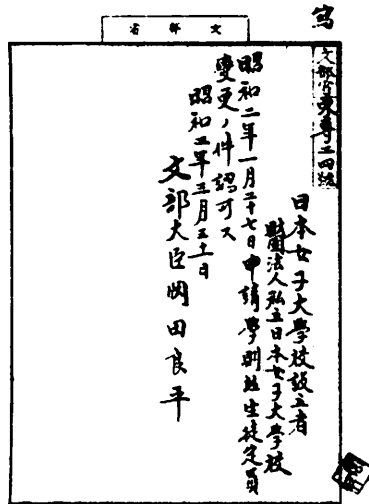
「大正十四年十二月印刷 日本女子大学校規則」より作成

図 3 1927 (昭和 2) 年度学校系統図

高等学部 (修業年限 3 ヶ年) 理科 文科	本科 (修業年限 3 ヶ年) 理学科 家政学部* ①食物研究 ②児童研究 ③住宅研究 ④服飾研究 ⑤経済学及家庭管理研究 化学部 文学科 国文学部 英文学部	研究科 (2 年) 理学科 文学科
専門科 (4 ヶ年) 家政学部 国文学部 英文学部 師範家政学部 社会事業学部	* 本科理学科家政学部の内、 ③④⑤は当分の内欠く	

「昭和二年度高等学部学生募集要綱」より作成

図4 「学則改正認可」文書
 (1927 (昭和2)年3月31日)
 成瀬記念館所蔵



門學校令の下に大學令に據りたるものと同一の學科程度の内容を以て實質上の大學教育を開始することに決し今回先ず其豫科たる高等學部に學生を募集することにいたしました(資料4)と記し、近い将来、大學に昇格することを前提にしている。五月二三日、高等学部文科五四名、理科二七名の入学式をおこなった。

これまでの「日本女子大学校規則」の名称は「日本女子大学校學則」に、「生徒」は「學生」に呼称が変わった。本校のアイデンティティともいえる第一章総則第一條は従来の「本校は本

邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす」(資料1、3、一九頁)から「本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす」(資料4、一一頁)と改められ、本校が學術「研究」の場であることを強調し、女性性を超えて「品性」の涵養を求めた。「研究」は創立者成瀬仁藏の設立の意図に沿うもので、昭和の幕開けとともに本校も新しい時代が始まった。

以下、年度ごとに、体裁及び特筆すべき変更・改正点を抽出紹介する。

*一九二七（昭和二）年一月二七日付で文部大臣に提出した関係文書は、本学の他、国立公文書館及び東京都公文書館に残されている（国立公文書館所蔵資料番号 3A 1913 157・東京都公文書館所蔵資料番号 文書 3071D416）。文部省からの認可書とともに本学に保存されてきた「日本女子大学校学則」（傍点引用者）と国立公文書館所蔵の「日本女子大学校学則」（傍点引用者）はカーボン紙で複写したものである。訂正している箇所も同じで、割印が押されている。東京都公文書館には、この学則はないが、本学と国立公文書館には欠けている学則改正の「理由書」と「日本女子大学学則」（傍点引用者）が残されている（この「学則」は昭和に入ってから書かれたものであるが、その内容は、前年一月一六日に申請したものと酷似）。「理由書」に記されている内容と大正一五年一月からの経緯から考えて、東京都公文書館の「学則」は、認可を受けようとしている「学則」を補完する資料として添付したのではないかと推測する。すなわち、本科と高等学部が、「大学令」に準じた設置であることの裏付けである。この件に関しては、湯川次義著『近代日本の女性と大学教育』（二〇〇三年・不二出版）にも触れられている。同書では、東京都公文書館所蔵の「学則」が文部省との交渉の結果、修正されて国立公文書館所蔵の「学則」になったとの見解を示している。

「日本女子大学校規則」（大正二、四年度用）

・大きさは 22 × 15 cm。全六〇頁、うち五一頁から六〇頁が「入学志望者学習科目選択の心得」となっている。天地、左右をカットした。

・表紙には「大正一三年十二月印刷」と印刷。

・寮費が五〇銭値上げされた（五〇頁、第六十七條）。

二 「日本女子大学校規則」(大正一五年度用)

・大きさは 22×15 cm。全六〇頁、うち五一頁から六〇頁が「入学志望者学習科目選択の心得」となっている。天地、左右をカットした。

・表紙には「大正十四年年十二月印刷」と印刷。

三 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」(昭和二年度用)

・大きさは 22×15 cm。全六〇頁、うち五一頁から六〇頁が「入学志望者学習科目選択の心得」となっている。天地、左右をカットした。

・表紙には「大正十五年十一月印刷」と印刷。

四 「日本女子大学校学則」(昭和二年度用)

・大きさは 22×15 cm。三七頁。天地、左右をカットした。

・表紙には「昭和二年三月印刷」と印刷。

・「昭和二年度高等学部学生募集要綱」の印刷物が挟まれている。大きさは 20×36 cm。復刻にあたり、天地、左右をカットした。

・表題が「規則」から「学則」に変わった。

・教職員一覧がなくなった。

・春・夏・冬の定期休業が決められた(一一頁、第二條)。

・本科学科は家政学部と化学部の二学部からなり、家政学部は第一部 食物研究、第二部 児童研究、第三部 住宅研究、第四部 服装研究、第五部 経済學及家庭管理研究で構成された。ただし、第三部と第五部

は当分の内欠くとされた（一七頁、第四條）。

・文学科は国文学部と英文学部から構成された（二三頁、第一條）。

・高等学部は「本校本科に入学するに必要な豫備教育を施す」ことが目的とされた（二六頁、第一條）。

・専門科も「研究」の場であることが目的に掲げられた（二九頁、第一條）。

・学則改正の時点で在学している従来の各学部の学生は、新学則における専門科各学部に在学しているものと看做された（三七頁、第二十四條）。

（成瀬記念館 大門泰子）

大正十三年十二月印刷



日本女子大學校規則

○入學志願者心得

○本 校

- 一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歷書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十一條参照）入學願書には氏名の右側に片假名を附すること
- 一、卒業若くは在學せる學校の各學科評點席次を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び人物考查品行に関する證明書
- 一、卒業若くは卒業見込の證明書
- 二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ
譯解（ナショナルリ）作文、書取、發音、會話
- 三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ（規則書第四十八條参照）但し特修生は當分之れを募集せず
國語 講義文 典作文 數學 代數 算術幾何若 物理
- 右試験の程度は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定の英語試験を課す
- 四、各學部三年學習及び師範家政學部第二部は當分生徒を募集せず
- 五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず
- 六、入學願書の受付は毎年一月十日より開始するも其締切期限は前年十二月下旬官報及び東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべし
- 七、右期限後査定の結果入學の許否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし
- 八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滞なく其旨届出づべし

九、入學願書差出の際履歴書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出つべし

一〇、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す

一一、始業後第一學期中病氣其他に依り缺席したる者は除籍すべし

一二、毎年度募集人員其他詳細なる心得書は前年十二月上旬發表すべし故に規則書は其頃請求せらるゝを便利とす

○通學入寮に關する事項

一三、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるが故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

一四、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均拾六七圓を要すべく故に毎月約四拾五圓を要すべし

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に互り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千二百有餘名大學部卒業生亦二千四百餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年三十四年九月には 昭憲皇太后特別の思召を以て御下賜あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下竝に山階宮附院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を忝くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には 皇后陛下の思召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を忝くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり同十三年十月には 再び皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り又東伏見宮竹田宮東久邇宮伏見若宮賀陽宮昌徳若宮六妃殿下の台臨を忝くす是れ實に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく感奮措く能はざるところなり特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て其程度を高め総合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇な

るも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず比の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟り自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頹に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するか如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらずると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別

的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技術を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし其進んで日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以上家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其禮社を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の個性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる個性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は實に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として婦人を養成せんが爲に「信念徹底」「共同奉仕」「自發創生」の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天真の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその未然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を盡して隣人の羈絆を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的說法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何

なる宗派を信するも學生各自の自由選擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性ととの融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力濺瀾として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○**教育の主義** 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天赋の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接し解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潛める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念冥想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○**教育の方法** 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀實實驗實習等に従事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一分屬して各自の職責を負

擬せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縦の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聚會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回有志學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底相に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有利ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應川家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境過にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十高等女學寮舎三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犧牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○訓育の方針 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て

目的とし、姉妹の愛と全然異なるものにして、春風騷蕩の趣あると共に、秋霜烈日の慨なかるべからず、これ本校が純真の愛を以て學生を訓育指導するに際し、極めて嚴肅なる自己反省を促がし、特に傲慢心と自利心とを制克し、能く自敬と傲慢とを差別し、我儘と自由とを甄別し、徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て、相愛協働、自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり、又第二の要件としては、學生の個生に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に、其長所を尊重すべきも、是れ既述せるところなれば、こゝには之れを省く。

○本校の體育　體育は本校教育の中心、學生々活の統一、點人格修養の樞軸、信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして、本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり、云ふ迄もなく、身體は靈性の宮殿にして、健康は自他の發展幸福基礎たるが故に、體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり、次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず、我日本人の面からも、高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして、一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに、二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして、細心の注意を拂はざるべからず、これ本校が當初より體操遊戯競技等の體育のみならず、學校寮舎及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ、實行を督責し、體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ、各自の體力健康を増進せしむるのみならず、遂には我國民間に體育尊重の精神、體育實行の美習を漲らし、國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す。

三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人の組織に改めたり、寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豊川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ、別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが、右義捐金を以て買入れたる地所建物業具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上、前記一切の資産を以て

財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

一 目的

第二條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第三條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二義捐金名簿は永久に之を保存す

第六條 の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐金豫約にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄附せらるゝ資金は本財團法人の財産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

- 一 資産より生ずる利子及び其他の收益
- 一 入學金授業料及び其他の雜收入
- 一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四 本校の評議員

子爵 (イロハ順)

岡部長

塘茂太郎

村山龍平

村井吉兵衛

久原房之助

久保田護

男爵 文學博士 松本亦太郎

江口定條

麻生正藏

公爵 西園寺公望

阪谷芳郎

男爵 法學博士 三井八郎右衛門

三井高修

子爵 滋澤榮一

廣海二三郎

廣瀬實榮

教務委員

理事

教務委員

監事

財務委員

財務委員

男 爵 森 村 開 作
男 爵 住 友 吉 左 衛 門

五、本校の現在組織

○現今開設せる科及び部は左の如し

文 科	國 文 學 部	修業年限	四ケ年
文 科	英 文 學 部	同	同
實 學 科	家 政 學 部	同	同
同	師範家政學部第一部	同	同
同	同 第二部	同	三ケ年(當分生徒を募集せず)
同	社 會 事 業 學 部	同	四ケ年
附屬高等女學校	修業年限	五ケ年	
附屬豐明小學校	同	尋常科六ケ年	
附屬豐明幼稚園	滿四歳ヨリ六歳マデ		

○特典

師範家政學部第一部、第二部及び英文學部の卒業生にして成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり
但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

- 一 師範家政學部第一部及第二部 家 事
- 一 英文學部 英 語

六 本校教職員

職員

校長
幹事
副幹事

教授教員

教授
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

家政學 (家政學部長)
漢文、支那文學史
裁縫、手藝
園藝
教育學
英文學
家族問題、婦人問題、母親擁護事業
國文學
統計學
國語
防貧救貧事業
倫理學
青年女子ノ研究
家事、料理
倫理學

文學博士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士

井上 秀
市村 環次郎
犬飼 すすみ
石原 助熊
石田 新太郎
服部 他之助
林 惠海
橋本 進吉
二階堂 保則
穗積 銀三
戸田 貞三
友枝 高彦
千岡 輪浩
大岡 葛枝
大島 正徳

麻生 正蔵
塘茂 太郎
安井 亮

(いろは順)

教授

哲	生物學、家庭菌學	國文	心理學、美術史	保健學	英語、英文學	社會衛生	數	近代教育史	變態心理學、缺陷兒、不良兒問題	家庭物理	料	國文	物理學	實踐倫理	農村問題	宗教哲學	漢文	衣服原料	英語、英文學	食物研究	經濟學	體操
---	----------	----	---------	-----	--------	------	---	-------	-----------------	------	---	----	-----	------	------	------	----	------	--------	------	-----	----

桑木	文學博士	山内	文學博士	前島	文學博士	松本	醫學博士	二木	醫學博士	イ・ジー・フリッツ	富士川	富田	醫學博士	藤田	醫學博士	小林	小	小	近藤	手塚	安藤	淺野	藤生	麻生	佐藤	佐藤	佐藤	齊藤	岸本	三田	鹽澤	白井	
殿		繁		春		亦		謙		游	川	次郎	郎	耕	次郎	澄	之助	助	耕	か	正	野	正	正	正	寬	勝	久	俊	能	定	昌	規
翼		三		三		太郎		三								兄			藏	ね	次	繁	藏	次	次	也	節	吉	太	貞	貞	郎	

同 同 同 囑託教師 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 英語教授囑託 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 教員

ヴァピ唱琴
ア
イア
オリ
ンノ歌

化物家家家家生園料體
物
學理事事事事學藝理操

安田大今赤高網中伊小米吉永森阿山大柴小東松中恒
一五 達 鍋山井須坂野込藤 田江川部 本川谷竹 原川吉
俊珠慶布こきふ じゆ 和富 いに くに 七フ邦ミ き なな
孝子子松美とくじん哲歌江駿つ江デミ子チさかみ隆

囑託教師

同 生

同 茶

同 琴

同 薙

同 琴

寮監、指導者

寮監兼指導者(指導主任)

指導者

寮監兼指導者

指導者

寮監兼指導者(寮務主任)

寮監兼指導者

指導者

同 寮監兼指導者

同 寮監兼指導者

同 寮監兼指導者

同 寮監兼指導者

同 寮監兼指導者

同 寮監兼指導者

同 寮監兼指導者

花道

ンガ刀

兒島文茂

近藤よし

出井清子

多富久

永井繁野

瀝見繁野

藤原千代

手塚か

潮野信

正岡田

大岡萬枝

西洞たみ

出野り

大和多

小山和

若山じゆ

淀野木

野口さ

高桑ハ

中村榮

藤田貞

同	同	同	寮	指	寮	同	同	同	指	同	同	同	寮	同	同	指	寮	同	同	同	同	指
			監		監								監				監					
			兼	導	兼								兼			導	兼					導
			指		指								指				指					
			導		導								導				導					
上	上	上	者	者	者	上	上	上	者	上	上	上	者	上	上	者	者	上	上	上	上	者

田	安	横	鳥	赤	山	松	柴	小	東	中	齋	野	金	高	中	氏	合	早	若	蘆	上	篠
邊	東	川	須	原	原	谷	竹	村	藤	見	山	子	坂	川	家	原	川	原	澤	坂	塚	塚
ミ	幸	彌	布	な	邦	ミ	き	き	ハ	フ	ミ	こ	な	壽	し	さ	千	り	き	よ	き	よ
エ	子	重	愛	美	鶴	か	子	チ	さ	ぬ	ル	ジ	ツ	と	み	子	け	わ	富	代	う	し

願	圖 教 會 教 會 同 教 庶 圖 會	同 指 寮
		監 兼
		導 指 導
校		事
問	書 務 計 務 計 務 務 書 計	上 者 者
		務
醫		員

醫學博士
醫學博士

前 矢 二	堀 上 山 齋 溝 津 江 中 岡 池	山 大 西
田 木	野 口 藤 口 山 村 田 上	本 川 川
浩 謙	心 野 口 千 八 鶴 錄 太	ヒ フ 兔
園 藏 三	會 道 晴 代 郎 睦 郎 郎 ち 一	デ ミ 美

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田壘川町に置く

第四條 本校は本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分乏を缺く)

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部は副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす

但し當分家政學部、社會事業學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻

科目は順次開設するものす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科

目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副

專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體 操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

(哲學部第二、三學年に配當せし倫理學概論を以て之に充つ)

心理學 第一學年

(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)

國語 第一學年

(國文學部第一年に配當せる作文法修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

英語 第一學年第二學年

(英文學部第一、二學年に配當せる第二英語讀解を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選択するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

とす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當数の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第二十條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第二十一條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、必理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小説、近代詩歌

六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒

童問題研究

八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二 理科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解折幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭黴菌學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

第三 實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ發所研究、料理衣服原料、衣服經緯、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設計、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭黴菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會事業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變體心理學、社會問題、社會事業ノ發展及理論、產業ノ發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科、兒童學、兒童保全事業概説、兒科產科及看護法、育兒學、母親擁護事業、遊戲娛樂問題、個人調查實習、缺陷兒ノ研究及取扱、不良少年問題、家庭教育

女工保全科 工場法、青年女子ノ研究、女子職業問題、女工ノ教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格検査法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戯

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鶏養蜂類、田園社會學、田園生活ト婦人

六 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日 曜 月

秋季皇靈祭

天長節祝日

紀 元 節

皇后陛下御誕辰

十月三十一日

二月十一日

六月二十五日

神嘗祭

新嘗祭

春季皇靈祭

本校創立記念日

十月十七日

十一月二十三日

四月二十日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一文 科

一、教育學部

科	實 踐 倫 理	教 育 學 概 論	中 等 女 學 概 論	家 庭 教 育 法	家 事 教 授 法	國 語 教 授 法
第 一 年	二					
第 二 年	二	二				
第 三 年	二		二			
第 四 年	二				第一、二學期二	第一、二學期二

一、哲學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
英 語 教 授 法				第一、二學期二
社 會 教 育			二	
教 育 史		二		
教 育 制 度 及 法 令				第一、二學期二
兒 童 研 究			二	
哲 學 概 論	二			
西 洋 哲 學 史		二		
東 洋 哲 學 史			二	
心 理 學 概 論	二			
倫 理 學 概 論		二		
現 代 倫 理 問 題				二
美 學 概 論				二
美 術 概 論			二	

三、國文學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
國 語 學 概 論	二			
作 文 文 法 修 辭	二			
現 代 國 文 學	二	二		
近 代 國 文 學		三		
中 世 國 文 學		二	二	
上 代 國 文 學				二
國 文 學 史			二	二

美 術 史		二		
論 理 學		二		
宗 教 學 概 論			二	
現 代 哲 學 思 潮				二
國 民 道 德				第 一、二 學 期 二
家 族 道 德				二

四、英文學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
英 語 讀 解	七	七	七	五
英 語 發 音 會 話	二	二		
英 語 文 典 作 文	三	三		
英 文 學			三	三
英 文 學 史			二	二
英 文 學 評 論			二	二
第 二 英 文 學		二		二
第 二 英 語 讀 解	三	三		
第 三 英 語 讀 解			三	三
第 四 英 語 讀 解	二	二	二	二

有 職 故 實			二	
支 那 文 學 史				二
漢 文		二	二	二

五、文學部

科目	第一	第二	第三	第四
文學原理論		二		
言語學概論	二			
音聲學概論		二		
近代文學思潮			二	
近代散文		二		
近代脚本				二
近代小說				二
近代詩歌			二	

六、史學部

科目	第一	第二	第三	第四
本邦史		三	三	三
東洋史		一	一	一
西洋史		二	二	二

七、社會學部

史學概論	二			
人文史			二	
地理學	二			

科	第一	第二	第三	第四
經濟學		二		
本邦法制			二	
社會學概論		二		
應用社會學			二	
人類學		二		
國勢研究				二
家族研究			二	
婦人問題研究				二
慈善問題研究			二	
兒童問題研究				二

八、美術部

科	科目	第一	第二	第三	第四
木	邦 畫	—	—	—	—
西	洋 畫	—	—	—	—
唱	歌	—	—	—	—
ビ	ア ノ	—	—	—	—
オ	ル ガ	—	—	—	—
ヱ	オ リ	—	—	—	—
琴	ン	—	—	—	—

第二理 科

一、數學部

科	科目	第一	第二	第三	第四
代	數 學	—	—	—	—
幾	何 學	—	—	—	—
三	角 術	—	—	—	—

微分積分	解折幾何
二	二

二、理化學部

物理學	家庭物理學	化學	家庭化學
第一	第一		三
年	年		
二	二		
三	三	三	
年	年		
四	四		
年	年	三	
四	四		
年	年	四	

三、博物學部

動物學	植物學	家庭博物學	生物學概論	科目
		二	二	第一
				年
				第二
三	三			年
				第三
				年
三	三			年
				第四
				年
二	二			

生理衛生學	二
家庭微生物學	一
地質鑛物學	二
天文氣象學	二
自然研究	二

第二實學科

一、家政學部

科目	第一	第二	第三	第四
食物原料				
食物化學				
食物調理				
應用營養學			三	三
食物經濟				
食物衛生				
料理用及食器研究				

料	衣服	衣服	衣服	衣服	洗	染	裁	手	衣服の發展及比較	住居建築	室内裝飾及設備	家具什器の取扱	住居經濟	住居衛生	住居の發展及比較
							四								
								二				第二、三學期二			
								二	第一、二學期二						第三學期二
三							四								

二、師範家政學部

第一部 本學部の科目は家政學部の科目を主専攻目とし之を一部に分ち左の如く課程を規定す

科目	全體必修科目		第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
	體操	實踐倫理				
家庭管理						二
園藝					二	
育兒					第三學期二	
看護					第二、二學期二	
社交及禮法				一		
生花				一回	一回	一回
茶道				一回	一回	一回
第二裁縫			二			二
第三裁縫			二	二		二
第四裁縫					四	四

主 專 攻				小 計	計	家 政 學 部 共 通 基 礎 科 目				計	目 科 修 必 分 部				計
育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學		英 語	國 語	心 理 學	倫 理 學	
				二	八	一	二	三	二	九	三	四	二	四	
		第 二、 三學 期二	第 一、 三學 期三 五	九						五	三		二	四	
第 三學 期二	三			六						二			二	四	
	三			四										四	

第二部

計	科目			計	全修科目		科目
	英	心	倫		體	實	
	語	理學	理學		操	踐倫理	
							第一
五	三	二	四	二	二		年
							第二
五	三		四	二	二		年
							第三
二			四	二	二		年

合計	計	科目			
		料	教	家	看
		理	育	庭	護
一一					
一七	八	三			
			教育學概論 中等女學校教育法		第一、二學期
一六	一〇	三			二
			一般教授法 家事教授法		
一四	一〇	三			二

合	計	主 專 攻 科 日							小	計	家 庭 學 部					
		料	教 育	家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究			衣 服 研 究	計	科 目	基 礎	共 通	學 部
													家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學
二五	八	三						第一學期 地三學期 第二、三學期	二七	八	一	二	三	二		
一九	一〇	三	教育學概論 中等女學校教育法		第一、二學期	第三學期	三		九							
一六	一〇	三	一般教授法 家政教授法				三		六							

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、社會事業學部

科目	第一	第二	第三	第四
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			
社會衛生學		二		
社會心理學		二		
應用人類學		二		
憲法、行政、民法		二		
社會倫理			二	
變態心理學			二	
社會問題			二	

兒 童 保 育 全 科							社 會 事 業 實 習	社 會 事 業 調 查 法	防 貧 救 貧 事 業	家 族 問 題	同 化 事 業	產 業 / 發 展	社 會 事 業 發 展 及 理 論
兒 童 學	兒 童 保 全 事 業 概 說	兒 科、產 科、看 護 法	育 兒 學	母 親 擁 護 事 業	遊 戲 娛 樂 問 題	個 人 調 查 實 習	缺 階 兒 / 研 究 及 取 扱	不 良 少 年 少 女 問 題					
												二	二
(二)	(二)	(二)	二	二	二	二			六	二	(二)	(二)	(二)

四、體育部

體育史	體育原論	應用解剖生理學	科目		科 全 保 工 女									
			第一	第二	勞資問題	婦人問題	社會政策	農村問題	女工使用問題	女工娛樂問題	女子職業問題	青年女子研究	工場法	家庭教育
			第一	第二										
	二													
	一													
											(二)	(二)	(二)	
						(二)	二	二	(二)	(二)	二			二

五、農藝部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
土 壤 及 肥 料		二		
應 用 昆 蟲 學		二		
園 藝			二	
養 雞 養 蜂 類			二	
田 園 經 濟 學				二
田 園 社 會 學				一
田 園 生 活 と 婦 人				一

體 操 及 遊 戯	二	二	二	二
體 操	二	二	二	二
體 操 教 授 法				二
治 療 體 操				二
體 格 檢 査 法				二
體 育 法 の 比 較 研 究			一	二

六、商業部

科	日	第一	第二	第三	第四
商業概論			二		
經濟商業地理			二		
商用算術			二	一	
簿記及計算				三	
商品學				二	
商事經營					二
商業實務					三
商法					二

第五章 及落 卒業

第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す

第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教授會議の議決を以て之を評定す

第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長

氏

名

姓

名

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は従前の學歷に於ける成績を考査し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、専門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては正の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者
但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし(卷頭入學志願者心得參照)

(用紙美濃紙)

入學願書	
本籍	縣府 國
現住所	縣府 國
	市 區 町 村
	郡 區 町 村
	華士族 平民 何
	某 何女 姉妹
	生 年 月 日 誰
年 月 日	右 何
日本女子大學校長 氏	名殿 誰印

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考査の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

履 歴 書

本 籍 縣 府 國 市 郡 區 町 村 番 地

華 士 族 平 民 何 某 何 女 姉 妹

一 生 年 月 日 地

一 轉 住 (何 歲 更 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一 賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右

何

誰

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(本用紙ハ入學許可ノ際學校ヨリ交付ス)

在 學 證 書

現住所

本 籍

縣 府 郡 市 區 村 町

番地

③
三 錢 收
入 印 紙

華土族 平民 何

某 何女 姉妹

生 年 月 日 誰

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也
但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

保 證 人 何

生 年 月 日 誰 印

年 月 日

日本女子大學校長 氏

名 殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉任の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命す

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得但し休學中と雖も授業料校費を納むるものとす

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を専修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し適當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て參考の爲め本科の講義に出席傍聴することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限り

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

入學願書	
本籍	府 區 町 村 番地
縣 郡	華土族 平民 何 某 何女 姉妹
年 月 日	生 年 月 日
誰印	誰
右	
何	
名殿	
氏	
日本女子大學校學長	
私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也	

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の参考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 入學志願者は檢定料金五圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金七拾七圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾八圓 第二學期 貳拾八圓 第三學期 貳拾壹圓

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金壹圓以上

一、ピアノ使用料金貳圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 寮規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精

神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優

美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして膳番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮 寮費 參 圓 食料及雜費 拾七圓五拾錢

折衷寮 寮費 參圓五拾錢 食料及雜費 拾七圓五拾錢

洋風寮 寮費 四圓及ビ六圓 食料及雜費 拾七圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學を誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く效力を有し應用自在ならんことを期すべし

一一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

入 學
志 望 者

學習科目選擇の心得

學習科目選擇の心得

本校規則中各學部の選擇制度の主旨に基き各聯絡ある科目の一團を其學部に所屬せしめたるものにして（規則第二十條及び二十五條參照）之れを主専攻科目（規則第十二條參照）として之れに必修科目（規則第十條及第十一條參照）を加へたるものを以て當該學部の學生となす而して他の學部に所屬する科目と或は副専攻科目（規則第十三條參照）として或は自由選擇科目（規則第十五條參照）として選擇學習することを得るを以て入學の上は各自其學習科目を選擇決定して學習科目課程表を作成するものとす左に學習科目選擇に關する心得に就て本校學則の趣旨を説明して參考に資せんとす

一、本校學則の綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は（一）教授時間の減少と（二）選擇制度の採用との二綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 我國一般の學校に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れず此を以て本校學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年の在學を通して最少限毎週十九時間毎學年三十六週間合計二千七百三十六時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の學力體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を毎週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

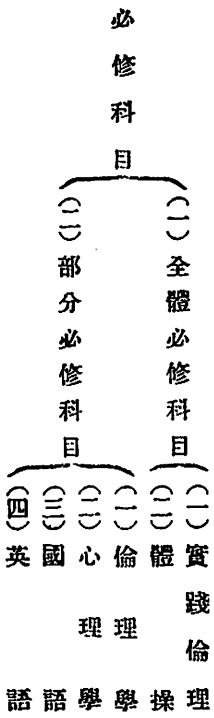
二、選擇制度の採用 選擇制度は本校が率先して採用し來りし所のものなるも從來必修科目に於て其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なかりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが數年前より之れを改め兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目

に過ぎず其修學時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は指定されたる一定の科目を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の專攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副專攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せしめ之に許可を與ふることとせり

二、學則の編成法

學則の中心としての必要科目と選定科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應ぜん爲め種々なる専門科目を選擇科目として各科各部に分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にして然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源にして(二) 體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一) 倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要な事なるが故に二學年を通じて之を課し(二) 心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三) 國語及び(四) 英語は共に發理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價值あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することとせり

主副專攻科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に参照して或は主專攻科目のみを選択せしめ或は其上に副專攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に集中せんと欲するものは英語を主專攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼習せんと欲する場合には國語を副專攻科目として選擇するを得るが如きは是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の專攻科目圍に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帯ばしめんと欲せば主專攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接ある科目を自由選擇科目として選り主專攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味との分配と云ふ事に存するなり今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

選擇科目

- (一) 主專攻科目 (主興味集注科目)
- (二) 副專攻科目 (副興味集注科目)

- (三) 自由選擇科目

(主要の役目……興味との分配)
(副次の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定数の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副專科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編成の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主專攻科目又は副專攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圖を編制決定するものとす、而して各學生の學生の學籍は其の主專攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の專攻科目圖を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるると云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

一、最少學習時間の場合

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目團と自由選擇科目の選擇に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目團と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

學年	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計	
	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間		
第一年	四	一四四	九	三三四	六	二二六	一九	六八四
第二年	四	一四四	五	一八〇	一〇	三六〇	一九	六八四
第三年	四	一四四	二	七二	一三	四六八	一九	六八四
第四年	四	一四四	〇	〇	一五	五四〇	一九	六八四
合計		五七六		五七六		一、五八四		二、七三六

學年	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計	
	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間		
第一年	四	一四四	九	一三四	二二	四三二	二五	九〇〇
第二年	四	一四四	五	一八〇	一六	五七六	二五	九〇〇

第三年	四	一四四	二	七二	一九	六八四	二五	九〇〇
第四年	四	一四四	〇	〇	二二	七五六	二五	九〇〇
合計		五七六		五七六		二、四四八		三、六〇〇

第二の場合に於ては選擇科目學習時間に餘裕あるを以て主副専攻科目圖を並修し得べきも又志望によりては主専攻科目圖と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

五、學習課程編制の範例

各學生は其必修科目及び専攻科目の外各自の撰擇にかゝる科目を定めて學習課程表を作るべきものとす今其範例として家政學部に於ける數種の例を掲ぐ

一、家政學専攻志望生の學習課程編制範例

科目	第一		第二		第三		第四	
	幸	二	年	三	年	第	四	年
全體必修	二	二	二	二	二	二	二	二
實踐倫理	二	上	二	上	二	上	二	上
體操	二	上	二	上	二	上	二	上
心理學	二	倫理學	二	上	二	上	二	上
國語	四〇	—	—	—	—	—	—	—
英語	三	同	上	三	—	—	—	—

括弧内の數字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間數字を示す以下之に倣ふ
 前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものとす以下の各
 總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小	主及	專基	攻礎	科目	小計	合計	小	主及	專基	攻礎	科目	小計	合計
	家庭物理學	家庭化學	生理衛生學	家庭微菌學	二	八		衣服研究	研究三期	住居二期	研究三期	料三期	理三期
計	二	三	二	一	(二九)	二二(元)	八	食物研究	三期	二	三	三	一七
	育兒三期	看護一期	養老二期	同上	九	一七	八	同上	同上	同上	同上	同上	一七
	同上	同上	同上	同上	六	一六	一〇	同上	同上	同上	同上	同上	一〇
計	三	二	二	二	六	一六	八	同上	同上	同上	同上	同上	一六

小	自由選擇科目				小計	合計
	哲學概論	教育學概論	兒童研究	美術史	二	二
計	(二)	(二)	二	二	二	(二)
	家庭教育	兒童問題	宗教學概論	田園經濟學	二	二
計	二	二	二	二	二	二

表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選擇科目の全科目を合算せし時間數なり

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計		二二九		一九		二〇		二〇	
小計	計	四	二	七	八	二	二	二	二
自由選擇科目	英語讀解	二	同	上	二	同	上	二	同
	哲學概論	二	教育學概論	二	兒童研究	二	家庭教育	二	
	生物學概論	(二)	經濟學	二	本邦法制	二	兒童問題	二	
			社交、禮法	一	園藝	二	宗教學概論	二	
					社交禮法	一	衣服ノ發展	二	
							田園經濟學	二	
							社交禮法	二	
總計	計	二五	二	二四	二五	二	二	二	二

第三例 (同前) 國文兼修

副專攻科目		國語概論		二		近代國文學		三		國文學史		二		國文學史		二	
小計	計	四	二	五	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
			言語學概論		中世國文學		同		上		二		上代國文學				

第四例 (同前) 理數兼修

總計	小計	自由選擇科目		小計	副專攻科目	
		生物學概論	哲學概論		數學	物理學
二五	(四)	(二)	二	四	二	二
		—	—		同	上
二四				七	三	四
			兒童研究		同	上
二四	二		二	七	三	四
		兒童問題	家庭教育		同	上
二四	四			八		四

總計	小計	自由選擇科目			
		—	—	—	論理學
二五	(四)				(二)
		本邦誌	—	—	文學原理論
二五	三	一			二
		同上	—	—	近代文學思潮
二五	五	一			二
		同上	美學概論	支那文學史	國民道德
二五	九				二
					現代哲學思潮

第五例 (同前) 裁縫兼修

副専攻科目	裁縫	小計	自由選擇科目		小計	總計
			哲學概論	生物學概論		
四	四	四	(二)	—	(四)	二五
同	上	四	教育學概論	經濟學	—	二五
四	四	四	二	二	四	二五
同	上	四	兒童研究	二園藝	—	二五
六	六	六	二	二	五	二五
同	上	六	家庭教育	衣服ノ發展ト比較	兒童問題	二五
六	六	六	二	二	二	二四

○其他の學科兼修の場合及び國文、英文、師範家政、社會事業各學部の編制は上記の範例に準じて之れを知るべし

日本女子大学校四十周年
編纂資料

1/10	61	出所	野村	保
分類				
編				
冊				

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

電話

本校	三、五〇〇
校舎	三、五〇〇
同	三、一五〇
校舎	三、一五〇
同	三、一五〇
校舎	三、一五〇
同	三、一五〇
校舎	三、一五〇
同	三、一五〇

大正十四年十二月印刷



日本女子大學校規則

○入學志願者心得

○本校

一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十一條参照）入學願書には氏名の右側に片假名を附すること

一、卒業若くは在學せる學校の各學科評點席次を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び人物考查品行に關する證明書

一、卒業若くは卒業見込の證明書

二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ

譯解（ナショナルリ） 作文、書取、發音、會話

三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ（規則書第四十條参照）但し特修生は當分之れを募集せず

國語講義文 典作文 數學算術幾何若くは代數 物理

右試験の程度は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定の英語試験を課す

四、各學部三年學習及び師範家政學部第二部は當分生徒を募集せず

五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

六、入學願書の受付は毎年一月十日より開始するも其締切期限は前年十二月下旬官報及び東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべし

七、右期限後査定の結果入學の可否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滯なく其旨届出づべし

九、入學願書差出の際履歷書に記載したる現往所を變更したる者は速に届出つべし

一〇、入學許可の通知書に指定したる期限内に入學手續を了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す

一一、始業後第一學期中病氣其他に依り缺席したる者は除籍すべし

一二、毎年度募集人員其他詳細なる心得書は前年十二月上旬發表すべし故に規則書は其頃請求せらるゝを便利とす

○通學入寮に關する事項

一三、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるが故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

一四、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均拾六七圓乃至貳拾貳參圓を要すべく故に毎月約四拾五圓乃至五拾圓を要すべし

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校週年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に互り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千三百有餘名大學部卒業生亦二千六百餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂けたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年三十四年九月には 昭憲皇太后特別の思召を以て御下賜あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下竝に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を忝くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には 皇后陛下の思召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を忝くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり同十三年十月には 再び皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り又東伏見宮竹田宮東久邇宮伏見若宮賀陽宮昌德若宮六妃殿下の台臨を忝くす是れ實に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく感奮措く能はざるところなり特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て其程度を高め綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

二、本校教育の主義方法

○教育の目標

本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇な

るも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尙なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず比の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟り自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頽に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するか如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別

的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技術を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んで日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以上家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる逆性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は常に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として婦人を養成せんが爲に「信念徹底」「共同奉仕」「自發創生」の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天真の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源の動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその未然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を盡して隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何

なる宗派を信ずるも學生各自の自由選擇に任するものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族明友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性ととの融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力溢瀾として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○**教育の主義** 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民としての個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各人の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を奨勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念冥想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○**教育の方法** 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一分屬して各自の職責を負

擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむるにして毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聚合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回有志學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には信州縣井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底相に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有利ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境過にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十高等女學寮舎三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犧牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○訓育の方針 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て

目的とし嬉息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからずこれ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内而生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個生に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戯競技等の體育のみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を漲らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

三 本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豊川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て

財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豊川町恰八番地ニ置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産(別紙

第三號表の通)を寄附す

別紙第二義捐金名簿は永久に之を保存す

第六條 の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐金豫約にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄附せらるゝ資金は本財團法人の財産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借入

金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず。

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本

財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑

託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃

至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

(イロハ順)

井上準之助
岡部長職

塘茂太郎
村山龍平

村井吉兵衛
久原房之助

久保田謙
松本亦太郎

江口定條
麻生正藏

西園寺公望
阪谷芳郎

三井八郎右衛門
三井高修

滋澤榮一
廣海二三郎

森村開作

子爵

文學博士
男爵

法學博士
公爵

男爵

子爵

男爵

理事
教務委員
監事
財務委員

教務委員

財務委員

男 爵 住友吉左衛門

五、本校の現在組織

○現今開設せる科及び部は左の如し

文 科	國 文 學 部	修業年限	四ケ年
文 科	英 文 學 部	同	同
實 學 科	家 政 學 部	同	同
同	師範家政學部第一部	同	同
同	同 第二部	同	同
同	社 會 事 業 學 部	同	同
同	修業年限	五ケ年	三ケ年(當分生徒を募集せず)
附屬高等女學校	同	同	四ケ年
附屬豊明小學校	同	同	同
附屬豊明幼稚園	滿四歳ヨリ六歳マデ	尋常科	六ケ年

○特典

師範家政學部第一部、第二部及び英文學部の卒業生にして成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験檢定を受くる特典あり

但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

- 一 師範家政學部第一部及第二部
- 一 英文學部
- 家事
- 英語

六 本校教職員

職員

校長
幹事
副幹事

麻生正藏
塘茂太郎
安井亮

教授教員

教授

家政學 (家政學部長)

漢文、支那文學史

文學博士

井上秀

裁縫、手藝

市村瓊次郎

園藝

犬飼すみ

教育學

石原助熊

英文學

石田新太郎

國文學

服部他之助

國語

林部他之助

防貧救貧事業

橋本進吉

倫理學

穂積貞三

青年女子ノ研究

戸田貞三

家事、料理

友枝高彦

英語、英文學

大岡高枝

社會學、應用人類學、社會問題

綿貫哲雄

(いろは順)

教授

國文	產科、婦人科	醫學博士	渡邊英一
教育學、教授法	醫學博士	笠森周護	
生理學、衛生學	醫學博士	河野清丸	
近代文藝思潮	醫學博士	橫手千代之助	
社會經濟學	醫學博士	橫山有策	
英文學、文學原理論	文學士	高橋誠一	
日本歷史	文學士	高橋	
國文學	文學士	龍居松之助	
法學	文學士	武島又次郎	
日本歷史	文學士	中村進午	
化學	醫學博士	中村孝也	
生理學	醫學博士	長井長義	
社會政策、勞資問題、工場法	醫學博士	永井	
兒童研究	醫學博士	永井	
社會事業、兒童保全事業、女工教育保護娛樂問題	醫學博士	榎崎茂太郎	
禮法	文學士	生江孝之	
社會心理學	文學士	村田志賀	
美學	文學士	村田良策	
哲學	文學士	桑田芳藏	
生物學、家庭微菌學	醫學博士	桑田芳藏	
國文學	文學士	山內繁雄	
心理學、美術史	文學士	前島春三	
	文學博士	松本亦太郎	

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 助 同 同 教
 員 授 授

家 生 園 料 體 家 生 物 家 家 家 料 化 家 體 料 英 國 生 國 英 國 英 國 英 國
 物 物 理 理、禮 文 物 文 英 文 英 文 英 文 學 學 學 學 學 學
 事 學 藝 理 操 事 學 學 事 事 事 法 學 事 操 理 語 學 學 學 學 學 學

(米國留學中)

マスター、オブ、アーツ
 文學士
 バチュラー、オブ、アーツ

小 東 松 中 武 氏 早 若 蘆 上 佐 藤 鈴 中 高 玉 小 大 大 茅 守 久 上
 竹 原 川 山 家 川 澤 坂 賀 木 村 桑 山 村 橋 屋 松 代
 き な な 齋 さ 千 り ふ で 榮 ハ 木 じ 嘉 米 潜 た
 チ さ か み 隆 子 わ 富 代 う さ 貞 る 代 ナ 直 ん 代 廣 雅 子 一 の

同 同 同 同 同 囑託教師 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 英語教授囑託 同 同 同 同 同 同 同 教員

茶 生 ヲ ビ 唱 琴 家 化 家 化 家 家 家
 ヲ ア イ オ リン
 道 花 ノ 歌 事 學 事 學 事 事 事

近 兒 安 田 大 今 赤 高 網 中 伊 吉 小 米 吉 永 大 米 新 森 鈴 高 柴
 藤 島 鍋 山 井 須 坂 野 込 藤 岡 田 江 慈 田 川 木 木 谷
 一 五 達 俊 珠 慶 布 こ き ふ ゆ ま 和 富 井 彌 川 ヨ シ い ま み 邦
 よ 文 俊 珠 慶 布 こ き ふ ゆ ま 和 富 井 彌 川 ヨ シ い ま み 邦
 し 茂 孝 子 子 松 美 と く じ ん つ 哲 歌 江 駿 子 園 エ つ さ よ 子

囑託教師

同 琴

同 オルガン

同 琴 刀

寮監、指導者

寮監兼指導者(指導主任)

指導者

寮監兼指導者

指導者

寮監兼指導者(寮務主任)

寮監兼指導者

指導者

同 上

寮監兼指導者

同 上

指導者

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

出 井 清 子 琴

多 富 久

永 井 繁 野

瀝 見 繁 野

手 塚 千 代

瀬 野 信 ね

正 田 蔭 枝

大 岡 蔭 枝

西 洞 た り の

出 野 和 け

大 多 和 け

小 山 じ ゆ い

淀 野 さ ぬ い

高 桑 ハ ナ

中 村 榮 代

藤 田 貞 代

佐 賀 田 貞 代

上 坂 千 代

蘆 澤 千 代

若 原 富 代

同 同 指 同 同 同 同 同 同 同 同 同 察 察 同 同 指 同 同 察 同 同 指
 導 導 導 導 導 導 導 導 導 導 監 監 監 導 導 導 監 監 導 導 導
 上 上 者 上 上 上 上 上 上 上 上 上 者 監 上 上 者 上 上 者 上 上 者

廣 後 大 關 井 新 原 西 田 安 横 岩 山 垢 松 柴 小 中 齋 金 高 中 氏
 岡 藤 慈 上 山 川 邊 東 川 堀 木 原 谷 竹 村 藤 子 坂 川 家
 た 勝 彌 貞 と 田 川 邊 幸 彌 じ 原 ふ な 邦 き ハ こ な 壽
 か 子 子 子 子 子 常 美 エ 子 重 う 鶴 じ か 子 子 ね ル ツ と み 子

願 圖 同 教 會 同 同 教 庶 圖 會

問 校 書 務 計 務 務 書 計 事

務

醫

員

醫學博士
醫學博士

前 矢 二

田 木 浩

園 藏 三

堀 上 齋 溝 津 福 江 中 岡 池

野 藤 口 曲 田 村 田 上
以 野 藤 口 曲 田 村 田 上

千 八 幾 次 太 順

會 道 代 郎 陸 代 郎 郎 ち 一

日本女子大學校規則

第一章 總 則

- 第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす
- 第二條 本校は日本女子大學校と稱す
- 第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く
- 第四條 本校は本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修業年限

- 第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分乏を缺く)
- 第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす
但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす
- 第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす
但し當分理化學部は副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす
- 第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす
但し當分家政學部、社會事業學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものとす
- 第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

(哲學部第二、三學年に配當せらる倫理學概論を以て之に充つ)

心理學 第一學年

(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)

國語 第一學年

(國文學部第一年に配當せる作文文法修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

英語 第一學年第二學年

(英文學部第一、二年に配當せる第二英語讀解を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選択するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當数の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を越えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、必理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒

童問題研究

八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二理 科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解折幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭黴菌學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

第三 實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設計、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭黴菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會事業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變體心理學、社會問題、社會事業ノ發展及理論、產業ノ發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科、兒童學、兒童保全事業概説、兒科產科及看護法、育兒學、母親擁護事業、遊戲娛樂問題、個人調查實習、缺陷兒ノ研究及取扱、不良少年問題、家庭教育

女工保全科 工場法、青年女子ノ研究、女子職業問題、女工ノ教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格検査法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戯

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養蠶養蜂類、田園社會學、田園生活ト婦人

六 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 二月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日曜日

秋季皇誕祭

天皇節祝日

紀元節

皇后陛下御誕辰

十月三十一日

二月十一日

六月二十五日

神嘗祭

新嘗祭

春季皇誕祭

本校創立記念日

十月十七日

十一月二十三日

四月二十日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一文科

一、教育學部

科目	第一	第二	第三	第四
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等女學校法			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期二
國語教授法				第一、二學期二

二、哲學部

科目	第一	第二	第三	第四
哲學概論	二			
西洋哲學史		二		
東洋哲學史			二	
心理學概論	二			
倫理學概論		二		
現代倫理問題			二	
美學概論				二
美術概論			二	

英語教授法				第一、二學期二
社會教育			二	
教育史		二		
教育制度及法令				第一、二學期二
兒童研究			二	

三、國文學部

科目	第一	第二	第三	第四
國語學概論	二			
作文文法修辭	二			
現代國文學	二	二		
近代國文學		三		
中世國文學		二		
上代國文學			二	
國文學史			二	二

美 術 史		二		
論 理 學		二		
宗 教 學 概 論			二	
現 代 哲 學 思 潮				二
國 民 道 德				第一、二學期二
家 族 道 德				二

四、英文學部

科目	第一	第二	第三	第四
英語讀解	七	七	七	五
英語發音會話	二	二		
英語文典作文	三	三		
英文學			三	三
英文學史			二	二
英文學評論				二
第二英文學		二	二	二
第二英語讀解		三		
第三英語讀解			三	三
第四英語讀解	二	二	二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文		二	二	二

五、文學部

科	目	第一	第二	第三	第四
文學	原理論		二		
言語學	概論	二			
音聲學	概論		二		
近代文學	思潮			二	
近代	散文		二		
近代	脚本				二
近代	小說				二
近代	詩歌			二	

六、史學部

科	目	第一	第二	第三	第四
本邦	史		三	三	三
東洋	史		一	一	一
西洋	史		二	二	二

七、社會學部

科目	第一	第二	第三	第四
經濟學		二		
本邦法制			二	
社會學概論		二		
應用社會學			二	
人類學		二		
國勢研究				二
家族研究			二	
婦人問題研究				二
慈善問題研究			二	
兒童問題研究				二

史學概論	二			
人文史			二	
地理學	二			

八、美術部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
本 邦 畫	— <small>回</small>	— <small>回</small>	— <small>回</small>	— <small>回</small>
西 洋 畫	—	—	—	—
唱 歌	—	—	—	—
ビ ア ノ	—	—	—	—
オ ル ガ ン	—	—	—	—
ヴ ィ オ リ ン	—	—	—	—
琴	—	—	—	—

第二理 科
一、數學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
代 數 學	— 二	— 二	— 二	
幾 何 學	—	— 二		
三 角 術			—	

解折幾何				
微分積分				二

二、理化學部

物理學	第一	二	第三	四
家庭物理學	二			
化學		三		四
家庭化學	三			

三、博物學部

生物學概論	第一	二		
家庭博物學	二			
植物學		三		二
動物學		三		二

第三 實學科

一、家政學部

自然研究	天文氣象學	地質礦物學	家庭微生物學	生理衛生學
			一	二
二	二	二		

科	食物原料	食物化學	食物調理	應用營養學	食物經濟	食物衛生	料理用及食器
日							
第一							
年							
第二							
年							
第三				三			
年							
第四					三		
年							

家庭管理	園藝	育兒	看護養老	社交及禮法	生花	茶道	第二裁縫	第三裁縫	第四裁縫
				一	一回	一回	二	二	
		第三學期二	第一、二學期二		一回	一回		二	四
					一回	一回		二	四

二、師範家政學部

第一部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻目とし之を一部に分ち左の如く課程を規定す

科目	必修體		科目	第一	第二	第三	第四
	體操	實踐倫理					
	二	二		一	二	三	四
	二	二		二	三	四	
	二	二		三	四		
	二	二		四			

攻	專 主				小	計	科目基礎共通學部家政				計	目科修必分部				計	
	育	食	住	衣			家庭	生	家	家		計	英	國	心		倫
	法	究	究	究	二	八	一	二	三	二	九	三	四	二		四	
			第二、三學期二	第一、三學期三五	九						五	三			二	四	
	第三學期二	三			六						二				二	四	
		三			四											四	

第二部

計	科目		計	全體必修科目		科目
	英	心		倫	體	
	語	理學	理學	探	踐倫理	日
						第一
五	三	二	四	二	二	年
						第
五	三	二	四	二	二	二
						年
						第
二		二	四	二	二	三
						年

合計	計	科目			
		科	教	家	看
		理	育	庭	護
		學	學	管	養
		理	理	理	老
二					
一七	八	三			
			中等女學校教育法		第一、二學期
一六	一〇	三	教育學概論		二
			一般教授法		
一四	一〇	三	家學教授法		二

合	計	主 專 攻 科 日							小	計	家 政 學 部 共 通 基 礎 科 目					
		料	教 育	家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究			衣 服 研 究	計	家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學
													理 學	學	學	學
二五	八	三						第一學期 第二、三學期 三五	一七	八	一	二	三	二		
一九	一〇	三	教育學概論 中等女學校教育法 二		第一、二學期 二	第三學期 二	三		九							
一六	一〇	三	一般教授法 家事教授法 二				三		六							

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、社會事業學部

科目	第一	第二	第三	第四
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			
社會衛生		二		
社會心理學		二		
應用人類學		二		
憲法、行政、民法		二		
社會倫理			二	
變態心理學			二	
社會問題			二	

四、體育部

體育史	體育原論	應用解剖生理學	科
			日
			第一
		一	第二
二			第三
一			
	二		年
			第四
			年

科 全 保 工 女								家庭教育
勞資問題	婦人問題	社會政策	農村問題	女工使用問題	女工娛樂問題	女子職業問題	青年女子ノ研究	
						(二)	(二)	(二)
(二)	二	二	(二)	(二)	二			

五、農藝部

科	日	第一	第二	第三	第四
土壤及肥料			二		
應用昆蟲學			二		
園藝				二	
養雞養蜂類				二	
園藝經濟學					二
園藝社會學					一
園藝生活と婦人					一

體育法の比較研究				一	
體格検査法				二	
治療體操				二	
體操教授法					二
體操	二				
體操及遊戲	二	二	二	二	二

六、商業部

科目	第一	第二	第三	第四
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

第五章 及落 卒業

- 第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏

印

名

姓

名

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は從前の學歷に於ける成績を考查し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、専門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者
但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるもの限り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績資格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし(卷頭入學志願者心得參照)

(川紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

現 住 所 縣 府 國 郡 市 區 町 村 番 地

菲 士 族 平 民 何 某 何 女 姉 妹

何 誰 生 年 月 日

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考査の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何

誰 印

日本女子大學校長 氏

名 殿

履 歴 書

本 籍

縣 府 國

市 郡 區

町 村

番 地

華 士 族 平 民 何

某 何 女 姉 妹

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 以 前 何 處 迄 何 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 何 月 迄 何 學 校 に 於 て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 以 前 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一

賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(本用紙ハ入學許可ノ際學校ヨリ交付ス)

在學證書

現住所

本籍

府 縣 國 郡 市 區 町 村

番地

華士族 平民 何

某 何女 姉妹

何

生年 月 日 誰



右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也
但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

年 月 日

現住所
本籍 族
職 業
保 證 人 何

生年 月 日 誰印

日本女子大學校長 氏

名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡郡在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該当する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得但し休學中と雖も授業料校費を納むるものとす

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を専修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し據當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て參考の爲め本科の講義に出席傍聴することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 縣 府 市 區 町 村 番 地

華士族 平民 何 某 何女 姉妹

何 生 年 月 日 誰

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 何

誰 印

日本女子大學校長 氏 名殿

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の參考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 入學志願者は檢定料金五圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金七拾七圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾八圓 第二學期 貳拾八圓 第三學期 貳拾壹圓

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金壹圓以上

一、ピアノ使用料金貳圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 寮規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精

神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして廊下に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十七條 寮生は方の寮費を毎月前納すべし但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮 寮費 參 園 食料及雜費 拾七圓五拾錢

折衷寮 寮費 參圓五拾錢 食料及雜費 拾七圓五拾錢

洋風寮 寮費 四圓及ビ六圓 食料及雜費 拾七圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一教育 勸語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を貢んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學を誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發練習し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く效力を有し應用自在ならんことを期すべし

一一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

入 學
志 望 者

學習科目選擇の心得

學習科目選擇の心得

本校規則中各學部の選擇制度の主旨に基き各聯絡ある科目の一團を其學部に所屬せしめたるものにして（規則第二十條及び二十五條參照）之れを主専攻科目（規則第十二條參照）として之れに必修科目（規則第十條及第十三條參照）を加へたるものを以て當該學部の學生となす而して他の學部に所屬する科目と或は副専攻科目（規則第十三條參照）として或は自由選擇科目（規則第十五條參照）として選擇學習することを得るを以て入學の上は各自其學習科目を選擇決定して學習科目課程表を作成するものとす左に學習科目選擇に關する心得に就て本校學則の趣旨を説明して參考に資せんとす

一、本校學則の綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は（一）教授時間の減少と（二）選擇制度の採用との二綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 我國一般の學校に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れず此を以て本校學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年の在學を通して最少限毎週十九時間毎學年三十六週間合計二千七百三十六時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の學力體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を毎週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

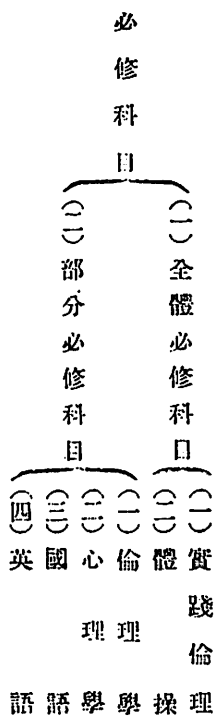
二、選擇制度の採用 選擇制度は本校が卒先して採用し來りし所のものなるも從來必修科目に於て其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが數年前より之れを改め兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目

に過ぎず其修學時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するみ得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は指定されたる一定の科目を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の專攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各日の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副專攻科目選定の場合には常人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せしめ之に許可を與ふることとせり

二、學則の編成法

學則の中心としての必要科目と選定科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには及を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應ぜん爲め種々なる専門科目を選択科目として各科各部に分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にして然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役員 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源にして(二) 體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一) 倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要なる事なるが故に二學年を通じて之を課し(二) 心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三) 國語及び(四) 英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價值あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課すること、せり

主副專攻科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主專攻科目のみを選択せしめ或は其上に副專攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主專攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼習せんと欲する場合には國語を副專攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の專攻科目團に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帶ばしめんと欲せば主專攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接ある科目を自由選擇科目として選び主專攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味と云ふ事に存するなり今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

- (一) 主專攻科目 (主興味集注科目)
- (二) 副專攻科目 (副興味集注科目)
- (三) 自由選擇科目 (主要の役目……興味と分配、副次の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によつて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定数の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専科科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編成の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圖を編制決定するものとす、而して各學生の學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圖を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるると云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

一、最少學習時間の場合

各學生は主專攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副專攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副專攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主專攻科目圖と自由選擇科目の選擇に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主專攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主專攻科目圖と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

學年	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計
	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	
第一年	四	一四四	九	一三四	一二	四三二	二五
第二年	四	一四四	五	一八〇	一六	五七六	二五
第三年	四	一四四	二	七二	一三	四六八	一九
第四年	四	一四四	〇	〇	一五	五四〇	一九
合計		五七六		五七六		一、五八四	二、七三六

第三年	四	一四四	二	七二	一九	六八四	二五	九〇〇
第四年	四	一四四	〇	〇	二二	七五六	二五	九〇〇
合計		五七六		五七六		二、四四八		三、六〇〇

第二の場合に於ては選擇科目學習時間に餘裕あるを以て主副専攻科目を並修し得べきも又志望によりては主専攻科目と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

五、學習課程編制の範例

各學生は其必修科目及び専攻科目の外各自の撰擇にかゝる科目を定めて學習課程表を作るべきものとす今其範例として家政學部に於ける數種の例を掲ぐ

一、家政學専攻志望生の學習課程編制範例

科目	必修全體		必修部分		診科目
	修科目	體必	修科目	必	
第一年	實踐倫理	二	心理學	二	英語
第二年	同上	二	倫理學	二	同上
第三年	同上	二	同上	二	同上
第四年	同上	二	同上	二	同上
合計		八		八	

小	主 基 及	專 礎	攻 礎	科 礎	目 礎	計	小		計
							家庭物理學	家庭化學	
	家庭物理學	家庭化學	生理衛生學	家庭微生物學	家庭微生物學	二	三	二	二
	衣物研究	研究	研究	研究	研究	一	二	二	二
	養老	看護	三期	三期	三期	三	二	二	二
	食物研究	三期	三期	三期	三期	三	二	二	二
	家庭管理	三期	三期	三期	三期	三	二	二	二
	同上	同上	同上	同上	同上	三	二	二	二
	同上	同上	同上	同上	同上	三	二	二	二
計	八	八	八	八	八	二二	二二	二二	二二
合 計	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

括弧内の数字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間數字を示す以下之に倣ふ

前掲必修科目と主專攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものとす以下の各總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小	自由選擇科目			哲 學 概 論	計
	哲 學 概 論	教 育 學 概 論	兒 童 研 究		
	哲學概論	教育學概論	兒童研究	二	二
	美術史	兒童問題	家庭教育	二	二
	宗教學概論	兒童問題	家庭教育	二	二
	川園經濟學	兒童問題	家庭教育	二	二
計	二	二	二	二	二
合 計	二	二	二	二	二

表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由山選擇科目の全科目を合算せし時間數なり

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計	二二九	一九	二〇	二〇
----	-----	----	----	----

小計	自由山選擇科目			
	英語讀解	哲學概論	生物學概論	其他
計	二	二	二	二
四	二	二	二	二
五	二	二	二	二
四	二	二	二	二
計	二二五	二二四	二二五	二二五

第三例 (同前) 國文兼修

小計	副專攻科目	
	國語概論	言語學概論
計	二	二
四	二	二
五	二	二
四	二	二
計	二二五	二二四

第四例 (同前) 理數兼修

總	小	自由選擇科目		小	同專攻科目	
		生物學概論	哲學概論		數學	物理學
計	計	(二)	二	計	二	二
二五	(四)	—	—	四	二	二
					化	同
					學	上
二四				七	三	四
			兒童研究		同	同
					上	上
二四	二		二	七	三	四
		兒童問題	二		同	同
			二		上	上
二四	四		二	八	四	四

總	小	自由選擇科目				
		—	—	—	論理學	哲學概論
計	計				(二)	(二)
二五	(四)					
		本邦語	—	—	—	文學原理論
二五	三	一				二
		同			美術概論	近代文學思潮
		上	—	—		
二五	五	一			二	二
		同	美學概論	支那文學史	二	現代哲學思潮
		上				
二五	九					

第五例 (同前) 裁縫兼修

副 專 攻 科 目	裁 縫	自由 選 擇 科 目		小 計	小	總 計
		哲 學 概 論	生 物 學 概 論			
四	四	(二)	(二)	四	(四)	二五
同	上	教 育 學 概 論	經 濟 學			
四	四	二	二	四	四	二五
同	上	兒 童 研 究	園 藝			
六	六	二	二	六	五	二五
同	上	家 庭 教 育	衣 服 ノ 展 比 較		兒 童 問 題	
六	六			六		二四

○其他の學科兼修の場合及び國文、英文、師範家政、社會事業各學部の編制は上記の範例に準じて之れを知るべし

日本女子大学校
編纂資料

編纂資料

NO 62 [新] 貯子室 経

分館

浦
一
等

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

電話

本校	三、五〇〇
同 校舎	三、五〇一
同 校長宅	三、一九〇
同 校舎購買會	二、二八二
同 校舎購買會	二、二八三
同 校舎購買會	二、二八四
同 校舎購買會	二、二八五
同 校舎購買會	二、二八六
同 校舎購買會	二、二八七
同 校舎購買會	二、二八八
同 校舎購買會	二、二八九
同 校舎購買會	二、二九〇

大正十五年十一月印刷



日本女子大學校規則

○入學志願者心得

○本校

- 一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十一條参照）入學願書には氏名の右側に片假名を附すること
- 一、卒業若くは在學せる學校の各學科評點席次を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び人物考查品行に關する證明書

一、卒業若くは卒業見込の證明書

- 二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ

譯解（ナショナルの程度） 作文、書取、發音、會話

- 三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ（規則書第四十條参照）但し特修生は當分之れを募集せず

國語（講義文 講義文 講義文） 數學（算術幾何若くは代數） 物理

右試験の程度は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定の英語試験を課す

- 四、各學部三年學習及び師範家政學部第二部は當分生徒を募集せず

- 五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

- 六、入學願書の受付は毎年一月十日より開始するも其締切期限は前年十二月下旬官報及び東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべし

- 七、右期限後査定の結果入學の許否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

- 八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滞なく其旨届出づべし

九、入學願書差出の際履歴書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出つべし

一〇、入學許可の通知書に指定したる期限内に入學手續を了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す

一一、始業後第一學期中病氣其他に依り缺席したる者は除籍すべし

一二、毎年度募集人員其他詳細なる心得書は前年十二月上旬發表すべし故に規則書は其頃請求せらるゝを便利とす

○通學入寮に關する事項

一三、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるが故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

一四、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均拾六七圓乃至貳拾貳參圓を要すべく故に毎月約四拾五圓乃至五拾圓を要すべし

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に互り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千三百有餘名大學部卒業生亦二千六百餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂けたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年三十四年九月には 昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下竝に山階宮附院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を忝くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には 皇后陛下の恩召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を忝くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり同十三年十月には 再び皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り又東伏見宮竹田宮東久邇宮伏見若宮賀陽宮昌徳若宮六妃殿下の台臨を忝くす是れ當に本校の光榮のみ止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく感奮措く能はざるところなり特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て其程度を高め綜合大學としての實を舉げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

二、本校教育の主義方法

○教育の目標

本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇な

るも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず比の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟り自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頽に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するか如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別

的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩の上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技術を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んで日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以上家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は營に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として婦人を養成せんが爲に「信念徹底」「共同奉仕」「自發創生」の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間の生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天真の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源の動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその未然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を盡して隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的說法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何

なる宗派を信するも學生各自の自由選擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純真なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性ととの融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力濼瀾として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各人の天赋の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の漸進人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念冥想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負

擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聚合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回有志學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底相に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有利ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境過にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十高等女學寮舎三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犧牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○訓育の方針 學校に於ても寮舎に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げべきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て

目的とし、姑息の愛と全然異なるものにして、春風駘蕩の趣あると共に、秋霜烈日の慨なかるべからず之れ本校が純真の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし、特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し、我儘と自由とを甄別し、徹底的に内而生活の奥底より自己改造を企て、相愛協働、自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり、又第二の要件としては、學生の個生に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に、其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなれば、こゝには之れを省く。

○本校の體育 體育は本校教育の中心、學生々活の統一、點人格修養の樞軸、信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして、本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり、云ふ迄もなく、身體は靈性の宮殿にして、健康は自他の發展幸福基礎たるが故に、體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり、次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず、我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして、一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして、細心の注意を拂はざるべからず、之れ本校が當初より體操遊戯競技等の體育のみならず、學校寮舎及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ、實行を督責し、體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ、各自の體力健康を増進せしむるのみならず、遂には我國民間に體育尊重の精神、體育實行の美習を漲らし、國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す。

三 本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人の組織に改めたり、寄附行為證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行為證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の發捐金に依りて創設せし所なるが右發捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て

財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地ニ置く但評議員會の決議に依り之を移轉すること
を妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産（別紙
第三號表の通）を寄附す

別紙第二義捐金名簿は永久に之を保存す

第六條 の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐金豫約にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人
の目的を贊助して寄附せらるゝ資金は本財團法人の財産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借財
金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず。

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

職員

校長
幹事
副幹事

麻生正藏
塘茂太郎
安井亮

教授教員

(いろは順)

教授
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

家政學 (家政學部長)
漢文、支那文學史
裁縫、手藝
園藝
教育學
英文學
家族問題、婦人問題、母親擁護事業
國文學
國語
防貧救貧事業
倫理學
青年女子ノ研究
文藝思潮、文學演習
家事、料理
英語、英文學
社會學、應用人類學、社會問題

文學博士
文學博士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士
文學士

井上秀
市村瓊次郎
犬飼すみ
石原助熊
石田新太郎
服部他之助
林惠海
橋本進吉
穂積銀
戸田貞三
友枝高彦
千輪浩
茅野儀太郎
大岡蒨枝
奧太一
綿貫哲雄

囑託教師

同

同

同

同

同

同

ヴァイオリン

生花

茶道

同

オルガン

薙刀

同

寮監、指導者

寮監兼指導者(指導主任)

指導者

寮監兼指導者

指導者

寮監兼指導者(寮務主任)

寮監

寮監兼指導者

指導者

同

寮監兼指導者

寮監

寮監兼指導者

指導者

同上

安

見

近

出

多

永

渥

達

島

藤

井

富

見

井

文

よ

請

久

繁

野

孝

茂

し

琴

子

駿

野

藤

塚

手

瀬

正

大

西

出

大

小

淀

若

高

中

一六

千

か

野

田

岡

大

西

出

大

小

淀

若

高

中

藤

村

桑

木

ハ

榮

田

貞

代

信

淑

枝

の

う

け

い

里

ナ

代

貞

代

貞

代

貞

代

貞

代

貞

代

貞

貞

同	指	同	寮	同	同	同	同	同	寮	同	指	同	同	同	同	同	同	指
	導		監						監		導							導
上	者	上	者	上	上	上	上	上	者	上	者	上	上	上	上	上	上	者

廣	後	關	井	新	原	西	田	安	岩	山	柴	小	中	齋	金	藤	中	氏	若	蘆	上	佐
岡	藤	上	山	川	川	邊	東	堀	堀	原	谷	竹	村	藤	子	非	川	家	原	澤	田	賀
た	勝	貞	と	綾	兔	ミ	幸	や	や		ク	ミ	き	ハ	ミ	こ	な	壽	千	り	ふ	
か	子	子	子	子	常	美	エ	子	う	鶴	ニ	チ	ぬ	ル	ツ	と	み	子	富	代	う	さ

願 園同教同會同同致庶圖會 同同指
導

問 校 書 務上計 務務書計事 上上者

務

醫

員

醫學博士
醫學博士

前 矢 二

田 木
田 浩

謙 三

園 藏 三

前 上 齋 西 溝 津 福 江 中 岡 池

原 藤 島 口 田 口 村 田 上

吉 千 千 八 幾 次 太 鶴 錄 い 順

子 道 代 種 郎 陸 代 郎 郎 ち 一

村 山 中

田 川 原 一
千 八

千

滿 知 代

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適當なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校は本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分之を缺く)

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部は副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす

但し當分家政學部、社會事業學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分屬せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

(哲學部第二、三學年に配當せらる倫理學概論を以て之に充つ)

心理學 第一學年

(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)

國語 第一學年

(國文學部第一年に配當せる作文文法修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

英語 第一學年第二學年

(國文學部第一、二年に配當せる第二英語讀解を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選択するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

とす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當数の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、必理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小説、近代詩歌

六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒

童問題研究

八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二理 科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解折幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭黴菌學、地質鑛物學、天文氣象學、自然研究

第三實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設計、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭黴菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會事業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變體心理學、社會問題、社會事業ノ發展及理論、產業ノ發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科、兒童學、兒童保全事業概説、兒科産科及看護法、育兒學、母親擁護事業、遊戲娛樂問題、個人調査實習、缺陷兒ノ研究及取扱、不良少年問題、家庭教育

女工保全科 工場法、青年女子ノ研究、女子職業問題、女工ノ教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格検査法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鶏養蜂類、田園社會學、田園生活ト婦人

六 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第二章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 二月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日曜日
 秋季皇靈祭 十月三十一日 神嘗祭 十月十七日
 天長節祝日 十月三十一日 新嘗祭 十一月二十三日
 紀元節 二月十一日 春季皇靈祭
 皇后陛下御誕辰 六月二十五日 本校創立記念日 四月二十日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一文科

一、教育學部

科目	第一	第二	第三	第四
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論		二		
中等女學校教育法			二	
家庭教育				二
家事教授法				第一、二學期二
國語教授法				第一、二學期二

二、哲學部

英語教授法				第一、二學期二
社會教育				
教育史		二		
教育制度及法令				第一、二學期二
兒童研究				二

科目	第一	第二	第三	第四
哲學概論	二			
西洋哲學史		二		
東洋哲學史			二	
心理學概論	二			
倫理學概論		二	二	
現代倫理問題				二
美學概論				二
美術概論			二	

三、國文學部

科目	第一	第二	第三	第四
國語學概論	二			
作文文法修辭	二			
現代國文學	二	二		
近代國文學		三		
中世國文學		二		
上代國文學			二	
國文學史			二	二

美 術 史		二		
論 理 學		二		
宗 教 學 概 論			二	
現 代 哲 學 思 潮				二
國 民 道 德				第一、二學期二
家 族 道 德				二

四、英文學部

科目	第一	第二	第三	第四
英語讀解	七	七	七	五
英語發音會話	二	二		
英語文典作文	三	三		
英文學			三	三
英文學史			二	二
英文學評論			二	二
第二英文學		二	二	二
第二英語讀解		三		
第三英語讀解			三	三
第四英語讀解	二	二	二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文		二	二	二

五、文學部

科目	第一	第二	第三	第四
文學原理論		二		
言語學概論	二			
音聲學概論		二		
近代文學思潮			二	
近代散文		二		
近代脚本				二
近代小說				二
近代詩歌			二	

六、史學部

科目	第一	第二	第三	第四
本邦史		三	三	三
東洋史		一	一	一
西洋史		二	二	二

七、社會學部

史學概論	二		
人文史		二	
地理學	二		

科目	第一	第二	第三	第四
經濟學		二		
本邦法制			二	
社會學概論		二		
應用社會學			二	
人類學		二		
國勢研究				二
家族研究			二	
婦人問題研究				二
慈善問題研究			二	
兒童問題研究				二

八、美術部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
本邦畫	一 <small>回</small>	一 <small>回</small>	一 <small>回</small>	一 <small>回</small>
西洋畫	—	—	—	—
唱歌	—	—	—	—
ピアノ	—	—	—	—
オルガン	—	—	—	—
ヴァイオリン	—	—	—	—
琴	—	—	—	—

第二理科

一、數學部

科目	第一一年	第二二年	第三三年	第四四年
代數	二	二	二	
幾何學	一	二		
三角術			一	

解折幾何	
微分積分	
二	二

二、理化學部

物理學	第一年	第三年	第三年	第四年
家庭物理學	二	四	四	四
化學		三	三	四
家庭化學	三			

三、博物學部

科目	第一年	第二年	第三年	第四年
生物學概論	二			
家庭博物學	二			
植物學		三	三	二
動物學		三	三	二

第三 實學科

一、家政學部

科	食 物 原 料	食 物 化 學	食 物 調 理	應 用 營 養 學	食 物 經 濟	食 物 衛 生	料 理 用 具 及 食 器 研 究	日
								第 一 年
								第 二 年
				三				第 三 年
				三				第 四 年

自 然 研 究	天 文 氣 象 學	地 質 鑛 物 學	家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學
			一	二
二	二	二		

料 理	衣 服 原 料	衣 服 經 濟	衣 服 衛 生	衣 服 調 製	洗 濯	染 色	裁 縫	手 藝	衣 服 の 發 展 及 比 較	住 居 建 築	室 內 裝 飾 及 設 備	家 具 什 器 の 取 扱	住 居 經 濟	住 居 衛 生	住 居 の 發 展 及 比 較
							四								
								二				第二、三學期二			
									第一、二學期二						第三學期二
三							四								

家庭管理					二
園藝					二
育兒				第三學期二	
看護養老				第一、二學期二	
社交及禮法			一		
生花			一回	一回	一回
茶道			一回	一回	一回
第二裁縫		二			二
第三裁縫		二			二
第四裁縫				四	四

二、師範家政學部

第一部

本學部の科目は家政學部の科目を主專攻目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

科目	全修體		科目	第一	第二	第三	第四
	體	實					
體操	二	二	目	年	年	年	年
實踐倫理	二	二					

攻 專 主				小 計	計	科目基礎共通學部家政				計	目科修必分部				計	
育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究			家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學		英 語	國 語	心 理 學	倫 理 學		四
				二	八	一	二	三	二	九	三	四	二	四		
				九					五	三			二	四		
				六					二				二	四		
				四										四		

第二部

計	科目			計	全體必修科目		科目	科
	英	心	郡		體	實		
	語	理	理		探	踐		
	學	學	學		理	倫		
五	三	二		四	二	二		第一
								年
五	三		二	四	二	二		第二
								年
								第三
二				四	二	二		年

合計	計	科目			
		料	教	家	看
		理	育	庭	護
		學	學	管	養
				理	老
二					
一七	八	三			
			中等女學校教育法		第一、二學期
一六	一〇	三	教育學概論		二
			一般教授法		
一四	一〇	三	家專教授法		二

合計	主 專 攻 科 日							小計	合計	家 政 學 部 共 通 基 礎 科 目					
	料	教 育 理 學	家 庭 管 理	看 護 養 老	育 兒 法	食 物 研 究	住 居 研 究			衣 服 研 究	計	家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學
												家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 化 學	家 庭 物 理 學
二五	八	三					第一學期 地二、三學期 第二、三學期二	一七	八	一	二	三	二		
一九	一〇	三	教育學概論 中等女學校教育法		第一、二學期二	第三學期二		九							
一六	一〇	三	一般教授法 家事教授法					六							

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、社會事業學部

科目	第一	第二	第三	第四
生理學	二			
社會學	二			
社會經濟學	二			
統計學	二			
社會衛生		二		
社會心理學		二		
應用人類學		二		
憲法、行政、民法		二		
社會倫理			二	
變態心理學			二	
社會問題			二	

兒 童 保 育 全 科								社 會 事 業 實 習	社 會 事 業 調 查 法	防 貧 救 貧 事 業	家 族 問 題	同 化 事 業	產 業 / 發 展	社 會 事 業 發 展 及 理 論
兒 童 學	兒 童 保 全 事 業 概 說	兒 科、產 科、看 護 法	育 兒 學	母 親 擁 護 事 業	遊 戲 娛 樂 問 題	個 人 調 查 實 習	缺 陷 兒 / 研 究 及 取 扱	不 良 少 年 少 女 問 題						
													二	二
									六	二	(二)	(二)	(二)	

四、體育部

體育史	體育原論	應用解剖生理學	科
			日
			第一一年
		一	第二二年
二			第三三年
一			
	二		
			第四年

科 全 保 工 女								家庭教育
勞資問題	婦人問題	社會政策	農村問題	女工使用問題	及女工娛樂問題	女工職業問題	青年女子ノ研究	
						(二)	(二)	(二)
(二)	二	二	(二)	(二)	二			

五、農藝部

科目	第一	第二	第三	第四
目	年	年	年	年
土壤及肥料		二		
應用昆蟲學		二		
園藝			二	
養雞養蜂類			二	
園圃經濟學				二
園圃社會學				一
園圃生活と婦人				一

體育法の比較研究			一	
體格検査法			二	
治療體操				二
體操教授法				二
體操	二	二	二	二
體操及遊戲		二	二	二

六、商業部

科目	第一	第二	第三	第四
商業概論		二		
經濟商業地理		二		
商用算術		二	一	
簿記及計算			三	
商品學			二	
商事經營				二
商業實務				三
商法				二

第五章 及落 卒業

- 第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を参照し教授會議の議決を以て之を評定す
- 第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

姓 名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校 校長 氏 名

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は従前の學歷に於ける成績を考査し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者
但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績規格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし(卷頭入學志願者心得參照)

(川紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍

縣 府 縣 國

郡 市 郡 區

町 村 町 村

番 地

現 住 所

縣 府 縣 國

郡 市 郡 區

町 村 町 村

番 地

華 士 茂 平 民 何

何

某 何 女 姉 妹

生 年 月 日

誰

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考査の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何

誰 印

日 本 女 子 大 學 校 長 氏

名 殿

履 歷 書

本 籍

縣 府 國

郡 市 區

村 町

番 地

華 士 族 平 民 何

某 何 女 姉 妹

何

誰

一 生 年 月 日

一 生 地

一 轉 住 (何 歲 更 何 地 地 に 轉 居 す 云 々)

一 現 住 所

一 兩 親 の 有 無 年 齡

一 父 兄 の 職 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 學 校 に て 第 何 學 年 修 業 中 或 は 卒 業

一 何 年 何 月 更 何 年 何 月 迄 何 地 何 誰 に 就 て 何 學 を 修 業 す

一

賞 罰

右 之 通 に 候 也

年 月 日

右

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(本用紙ハ入學許可ノ際學校ヨリ交付ス)

在學證書

現住所

本籍 縣 府 市 區 町 村 番地

華士族 平民 何 某 何女 姉妹

入印紙	三錢收
-----	-----

何 生年 月 日 誰

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也

但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族

職業

保證人 何

年 月 日

生年 月 日

誰印

日本女子大學校長 氏

名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年内の休學をなすことを得但し休學中と雖も授業料校費を納むるものとす

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研 究 科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を専修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擴當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究生は許可を得て参考の爲め本科の講義に出席傍聽することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按檢して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限り

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

入 學 願 書	
本 籍	府 市 區 町 村
縣 郡 區	番 地
華 士 族 平 民 何	何 某 何 女 姉 妹
年 月 日	生 年 月 日
誰 印	誰 印

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

日本女子大學校學長 氏 名殿 右 何

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の参考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 入學志願者は檢定料金五圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金七拾七圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾八圓 第二學期 貳拾八圓 第三學期 貳拾壹圓

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金壹圓以上

一、ピアノ使用料金貳圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 寮規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優

美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして廊下に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十七條 寮生は方の寮費を毎月前納すべし但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮 寮費 參 園 食料及雜費 拾七圓五拾錢

折衷寮 寮費 參圓五拾錢 食料及雜費 拾七圓五拾錢

洋風寮 寮費 四圓及ビ六圓 食料及雜費 拾七圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を真んじ人を企び私を去り公に就き溫順恭謙にして學を誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一學を修め藝を習ふには勉めて自ら探究研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは導る事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く效力を有し應用自在ならんことを期すべし

一一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

入 學
志 望 者

學習科目選擇の心得

學習科目選擇の心得

本校規則中各學部の選擇制度の主旨に基き各聯絡ある科目の一圈を其學部に所屬せしめたるものにして（規則第二十條及び二十五條參照）之れを主専攻科目（規則第十二條參照）として之れに必修科目（規則第十條及第十三條參照）を加へたるものを以て當該學部の學生となす而して他の學部に所屬する科目と或は副専攻科目（規則第十三條參照）として或は自由選擇科目（規則第十五條參照）として選擇學習することを得るを以て入學の上は各自其學習科目を選擇決定して學習科目課程表を作成するものとす左に學習科目選擇に關する心得に就て本校學則の趣旨を説明して參考に資せんとす

一、本校學則の綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は（一）教授時間の減少と（二）選擇制度の採用との二綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 我國一般の學校に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れず此を以て本校學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年の在學を通して最少限毎週十九時間毎學年三十六週間合計二千七百三十六時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることとせり、尤も學生の學力體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を每週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

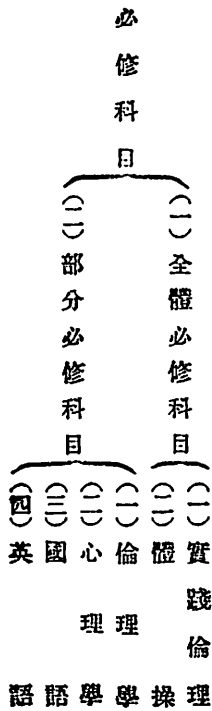
二、選擇制度の採用 選擇制度は本校が卒先して採用し來りし所のものなるも從來必修科目に於て其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが數年前より之れを改め兩科目の割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目

に過ぎず其修學時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は指定されたる一定の科目を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の専攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副専攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せしめ之に許可を與ふることとせり

二、學則の編成法

學則の中心としての必要科目と選定科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の發なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには及を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應ぜん爲め種々なる専門科目を選擇科目として各科各部に分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にして然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役員 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源にして(二)體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍊磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一)倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要なる事なるが故に二學年を通じて之を課し(二)心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍊磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三)國語及び(四)英語は共に發理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價值あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することとせり

主副專攻科目の役目

學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にし其他の事情を異にするが故に選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主專攻科目のみを選擇せしめ或は其上に副專攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主專攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼習せんと欲する場合には國語を副專攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目

然れども専ら一二の專攻科目團に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帶びしめんと欲せば主專攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接ある科目を自由選擇科目として選び主專攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味と云ふ事に存するなり今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

- 選擇科目
- (一) 主專攻科目 (主興味集注科目)
 - (二) 副專攻科目 (副興味集注科目)
 - (三) 自由選擇科目

(主要の役目……興味を分配)
(副次の役目……興味集中の補助)

部と科との意義　科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定数の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらざして學校當事者は其の内より一定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編成の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圖を編制決定するものとす、而して各學生の學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圖を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるると云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

一、最少學習時間の場合

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目圖と自由選擇科目日の選擇に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目圖と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

學年	全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計
	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	每週時間	一年時間	
第一年	四	一四四	九	一三三	二二	四三二	二五 九〇〇
第二年	四	一四四	五	一八〇	一六	五七六	二五 九〇〇
合計		五七六		五七六	一、五八四		二、七三六

括弧内の數字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間數字を示す以下之に倣ふ
 前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連續合併して第一例となるものとす以下の各
 總て之に倣ふ

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

小	主 専 攻 目 及 基 礎 科 目				小
	家庭物理學	家庭化學	生理衛生學	家庭微生物學	
計	二	三	二	一	一三九
八	—	—	—	料	(九)
一七	—	—	—	理	
八	—	—	—	上	九
一六	—	—	—	—	六
一〇	—	—	—	—	三
三	—	—	—	—	四
二二	—	—	—	—	二

小	自 由 選 擇 科 目				小
	哲學概論	教育學概論	兒童研究	美術史	
計	二	二	二	二	二
(二)	—	—	—	—	(二)
二	—	—	—	—	二
四	—	—	—	—	四
八	—	—	—	—	二
二	—	—	—	—	二
二	—	—	—	—	二
二	—	—	—	—	二
二	—	—	—	—	二

表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選擇科目の全科目を合算せし時間數なり

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

總計	二二九	一九	二〇	二二〇
----	-----	----	----	-----

小	自由選擇科目				
	英語讀解	哲學概論	生物學概論	經濟學	社會、禮法
計	二	二	(二)	二	一
總計	二	二	二	二	二
	二	二	二	二	二
小	四	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二
總計	二五	二四	二五	二五	二五

第三例 (同前) 國文兼修

小	副專攻科目	
	國語概論	言語學概論
計	二	二
總計	二	二
	二	二
小	二	二
計	二	二
總計	二五	二五

第四例 (同前) 理數兼修

總計	小計	自由選擇科目		小計	副專攻科目	
		生物學概論	哲學概論		數學	物理學
二五	(四)	(二)	二	四	二	二
		—	—		二	同
二四				七	三	四
		—	兒童研究		同	上
二四	二		二	七	三	四
		兒童問題	二		同	上
二四	四		—	八		四

總計	小計	自由選擇科目			
		論理學	哲學概論	文學原理論	近代文學思潮
二五	(四)		(二)	(二)	二
		本邦誌	—	—	—
二五	三	一			二
		上	—	—	—
二五	五	一		二	二
		上	美學概論	支那文學史	—
二五	九				二

第五例 (同前) 裁縫兼修

小	副專攻科目	自由選擇科目		小	裁縫
		哲學概論	生物學概論		
計	四	(二)	(二)	四	四
	同上	經濟學	教育學概論		同上
二五	四	二	二	四	四
	同上	園藝	兒童研究		同上
二五	六	二	二	六	六
	同上	兒童問題	家庭教育		同上
二五	六	二	二	六	六
	同上	衣服ノ發展比較			同上
二四	六	二	二	六	六
計	四	(四)		四	四
總計	二五	二五	二五	二五	二五

○其他の學科兼修の場合及び國文、英文、師範家政、社會事業各學部の編制は上記の範例に準じて之れを知るべし

日本女子大学校四十周年
編纂資料

No	63	出所	幹事室	係
----	----	----	-----	---

分類	
----	--

備考	
----	--

昭和二年三月印刷



日本女子大學校學則

二五	二三	七	頁
二	一七	五	行
定むる所とす	宗教必理學	○ 團法人	跋
究むる所とす	宗教心理學	△ 財團法人	正

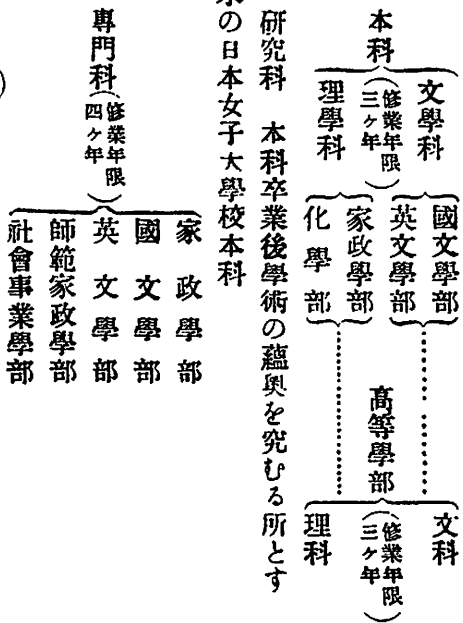
昭和二年度高等學部學生募集要綱

一 本校の組織内容に就て

本校にては創設當初の目的を達せんが爲め大正八年以來計劃中でありました女子綜合大學設置の儀諸般の準備を整へ曩日其筋に認可申請いたしました所當局に於て大學令適用上急速認可の運びに至り兼ねる趣に付き時日切迫の折柄止むなく當分の内専門學校令の下に大學令に據りたるものと同一の學科程度の内容を以て實質上の大學教育を開始することに決し今回先づ其豫料たる高等學部に學生を募集することにいたしました

右様の次第に付き今後引續き當局とも協議を重ね近き將來に於て大學令に據る綜合大學たらしむべく期待して居りますが現在に於ける本校組織の内容(詳細は學則参照)は之を簡單に分類すれば左の通りであります

一、今回綜合大學として新設したるもの



二 入學志願者心得

一、本年度の募集人員

- 文科 (本科國文學部に入るもの) 四拾名
- (本科英文學部に入るもの) 四拾名
- 理科 (本科家政學部に入るもの) 四拾名
- (本科化學部に入るもの) 四拾名

二、入學資格

- 一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者
- 二 専門學校入學者檢定規定に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 三 専門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

三、入學願書受付期限

昭和二年四月二十八日限り

四、入學志願者は本校所定の入學願書、履歷書に左の書類並に檢定料金五圓を添へて差出し下さい

- 一 卒業學校 (他の學校に在學せしことある者は其學校の分と共に) に於ける各學年各學科の評點席次を記したる學業成績表
- 但英語の學力は第四リーダー以上を修了せしものたるを要しますから學業成績表中に最終學年の英語教科書名を記入せられたること
- 二 体格檢査書

三 卒業學校の人物考査品行に關する證明書

- 五、入學願書には必ず左の事項を明記して下さい
- 一 文科又は理科の下に括弧を設け其中に本科の志望學部名(國文學部志望又は化學部志望の如し)を記すること
- 二 氏名の側に片假名を附すること
- 三 氏名の上に入寮又は通學と記すること
- 六、師範學校卒業生にして義務年限中に屬せらるゝ向は其義務を解除せられたる證明書若くは當校入學の爲め休職となられたことを證する書面を添付して下さい
- 七、入學の可否は願書締切後五日以内に詮査査定して通知する豫定であります
- 八、前項の通知を受けたるものは五月十日に面會並に健康診斷を行ひ全十三日より始業致します
- 九、本校學生は自宅より通學する者の外は凡て入寮することを原則として居りますから特別の事情に依り通學せらるゝ方は豫め其事由を申出て許可を受けて下さい
- 十、寮舎の費用は左の通りです

寮舎の種類

- | | | |
|-----|-------|--------|
| 寮 費 | 食料及雜費 | |
| 普通寮 | 參 圓 | 拾七圓五拾錢 |
| 折衷寮 | 參圓五拾錢 | 拾七圓五拾錢 |
| 洋風寮 | 四圓及六圓 | 拾七圓五拾錢 |

但希望の寮舎滿員の節は他の寮に入らしむることがあります

十一、入學志願者は規則書の巻頭に掲げてある本校教育の主義方法等を充分熟讀せられたし

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長藤生正藏氏と提携して其の計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり最近の現状を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に互り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して二千三百有餘名大學部卒業生亦三千百有餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年三十四年九月には 昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜あり同三十九年十月には常宮周宮當美宮泰宮四内親王妃殿下並に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北向川宮二女王殿下の台臨を忝くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には 皇后陛下の恩召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を忝くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり同十三年十月には再び 皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り又東伏見宮竹田宮東久邇宮伏見宮若宮賀陽宮皇德若宮六妃殿下の台臨を忝くす是れ皆に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく感奮措く能はざるところなり特に本校は創設當初の目的を達成せんが爲め大正八年以來其規模を擴張し程度を高め大學令に據る綜合大學たらしむべく計畫中の處幸にして諸般の準備整ひたるに依り之れが認可を願せしも、大學令適用上に疑義存し急速認可の運びに至り難きを以て止むを得ず先づ專門學校令の下に實質上の大學教育を開始するに決し昭和二年四月より其豫科たる高等學部を開設する事とし、近き將來に於て大學令に據りて認可されたる綜合大學たるべく期しつゝあり

二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り假令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟り自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頽に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を繰り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價值を具へ宇宙の大體に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價值とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増

進し人類の向上發展に貢獻するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技術を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んで日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面の教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狭種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからざる個性の發揮は皆に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり宗教信念は人性の本質天眞の必然的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は

之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその本然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を捧げて隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天真を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ふるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗派を信ずるも學生各自の自由選擇に任ずるものなり唯本校は宗教的信仰の漸養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命共物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性ととの融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力濺測として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○**教育の主義** 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天赋の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應川の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の漸養人格の修養に於ては自修自治を奨勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると

同時に學校寮舎又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は時宜により變更する事あるも概して研究係趣味係整理係經濟係體育係營養係記敘係等に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回學生の冥想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には校内に於て一、二年の有志學生信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の有志者修養會を前後二回に開催し信念徹底に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有切ならしめんが爲めに教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舎の教育 寮舎は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にす故に自己の家庭より通學するものも外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舎二十高等女學寮舎三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○**訓育の方針** 學校に於ても寮合に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を挙げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の慨なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを區別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○**本校の體育** 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念漸養の根源たる實踐倫理と共に重要な地位を占むるものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より對校的競技を避け専ら體操遊戲競技等の體育を奨勵するのみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を瀝らし國民全體の體力健康の増進に貢獻せしめんことを期す

三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資産の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資産を以て團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

一 目的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉すること
を妨げず

四 資産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資産（別紙

第三號表の通）を寄附す

別紙第二義捐金名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐金豫約にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄附せらるゝ資金は本財團法人の財産に編入すべきものとす

第七條 資産の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途、供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資産は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず
第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資産より生ずる利子及び其他の收益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 經費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て經費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本

財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に
繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑

託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃

至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半数の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃

至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半数の同意を以て之を決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を揀定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り揀定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決に

より必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

(イロハ順)

井上準之助

塘茂太郎

村山龍平

久原房之助

久保田謙

松本亦太郎

古河虎之助

藤田平太郎

江口定太郎

麻生正藏

西園寺公望

阪谷芳郎

公爵 法學博士 男爵

男爵 文學博士 男爵 男爵

男	子	男
爵	爵	爵
森	廣	三
村	海	井
開	二	八
作	三	郎
	郎	右
		衛
		門

日本女子大學校學則

第一章 總 則

- 第一條 本校は學術の理論及應用を教授且つ研究し並に品性を涵養するを以て目的とす
- 第二條 本校は本科、研究科、高等學部、並に専門科より成る
- 第三條 本校に附屬高等女學校並に小學校幼稚園を置く

第二章 通 則

第一 學年及休業

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 定期休業は左の如し

春季休業 四月一日より同月九日に至る

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

第三條 定日休業は左の如し

日曜日 天長節 四月二十九日 秋季皇靈祭

神嘗祭 十月十七日 明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日 春季皇靈祭

本校記念日 四月二十日

第二 入學、在學

第四條 學生を入學せしむる時期は學年の始め一回とす

第五條 入學を許可する者は各科規程の定むる所に依る

第六條 入學志願者は左記様式の入學願書に履歷書並に在學若くは卒業せる學校長の卒業成績證明書人物考定書及體格検査書を添付差出すべし

入學願書

本籍 府市區町 縣郡村 番地

現住所 府市區町 縣郡村 番地

華士族平民何某 何女 姉妹

何 生年 月 日 誰

私儀御校何科何學部(又は高等學部)(文科或は理科)へ入學仕度候間學業成績其他御考査の上御許可被成下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右

何 誰

日本女子大學校長氏名殿

履 歴 書

本籍 府市區町 番地
縣郡村

華士族平民何某何女
姉妹

何 誰

一 生 年 月

一 生 地

一 轉 住

一 現 住 所

一 兩親の有無

一 父兄の職業

一 何年何月より何年何月迄何學校に於て第何學年修業中或は卒業

一 何年何月より何年何月迄何地何某に就き何學を修業す

賞 罰

右之通に候也

年 月 日

右

何

誰[㊦]

第七條 入學を許可せられたる者は直に本校所定の在學證書に保證人連署の上戸籍謄本を添へ差出すべし
第八條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内又は其附近に一家計を立て被保證學生在學中に於ける一切の事件に

付其責に任じ得る者たるを要す

第九條 保證人長く旅行する時は豫め相當代理保證人を定め届出づべし

又保證人轉居したるときは直に届出づべし

第十條 保證人死亡又は第八條の資格を失ひたる時は直に他人を以て之に代へ更に在學證書を差出すべし

第十一條 本校學生は自宅より通學する者の外は凡て寮舎に入らしむるを本則とす

第十二條 特別の事情ありて入寮する能はざるものは父兄若くは保證人連署を以て通學の理山と其寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り之を許可す

第三 退學、休學

第十三條 學生退學せんと欲するときは保證人連署を以て其旨願出づべし

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學若くは停學を命ず

- 一、疾病其他の事故に依り成業の見込なしと認めたる者
- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

第十五條 學生疾病其他止むを得ざる事故に依り三個月以上修學する事能はざる時は許可を得て一ケ年以内休學することを得

第十六條 休學期間内と雖休學の事故止みたる時は原級に復せしむ

第四 卒業

第十七條 各科所定の全課程を修了したる者は所屬科部の定むる手續きに依り其卒業を認定す

卒業者には卒業證書を授與す

第五 檢定料・入學料及授業料

第十八條 本校に入學を志願する者は第三章第二條該當者を除きては左の證衡及檢定料を納付すべし

金 五 圓

第十九條 入學を許可せられたる者は入學料として金五圓を納付すべし

第二十條 授業料は一學年本科金百拾圓高等學部金百圓專門科金九拾四圓とす
第二十一條 授業料は之を三期に分ち左の期間内に前納せしむ

回数	期	間	本科	高等學部	專門科
第一期	四月十五日迄		金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
第二期	九月十五日迄		金四拾五圓	金四拾圓	金參拾四圓
第三期	一月十五日迄		金貳拾圓	金貳拾圓	金貳拾六圓

第二十二條 一旦納付したる學費は之を還付せず
第二十三條 休學中と雖授業料は之を徵收す
第二十四條 學生の實驗實習に係る費用は別に之を徵收す

第三章 本科

第一條 本科を分ちて理學科及文學科とす

第二條 本科に入學を許可する者は左の如し

一 本校高等學部を卒へたる者

一 本校專門科各學部を卒へたる者

但英文學部を除きたる他の學部の卒業生に對しては英語の試験を行ふ

第三條 前條の入學者を收容し尙缺員あるときは左記の者に對し入學を許可す

一 專門學校令に依る女子專門學校本科を卒へたる者

一 高等女學校の高等科を卒へたる者

一 中等教員の免許狀を有する者(專門學校入學資格を有する者に限る)にして本校に於て適當と認めたる者

以上三項に該當するものに對しては必要と認めたる學科の試験を行ふ

一 專門學校入學資格を有する者にして本校高等學部に於て試験の上同部卒業と同等以上の學力ありと認めたる者

第四條 前條に掲ぐる入學志願者の數各學部の收容豫定人員に超過するときは選拔詮衡を行ひ入學を許可すべき者を定む

第五條 左に掲ぐる者は前條の規定に拘はらず入學を許可することあるべし

一 本科の一學部を卒へたる者にして更に他の學部に入學を志願する者

一 本科を退學したる學生にして更に同一學部に入學を志願する者

第六條 本科の一學部の學生にして他の學部に轉學を志願する者は詮衡の上之を許可することあるべし

第七條 學部の學科に就き一科目又は數科目を選択學修せんと欲する者は其學部の選科生として入學を許可することあるべし

第八條 選科生として入學を志願する者は本校所定の手續きに依り入學願書に選擇科目を記載し履歷書其他の書類を添付願出づべし

第九條 選科生として入學を許可すべき者は専門學校入學資格を有する女子にして其選擇する科目を學修するに足る學力あるものに限る

前項の學力は學部に於て入學試験を行ひ若くは無試験檢定に依り之を認定す

第十條 選科生は其學修せる科目に付き試験を受くる事を得、試験に合格したる者は願に依り之に證明書を附與す

第十一條 本校の諸規則は凡て之を選科生に適用す

第四章 理學科規程

第一條 理學科に左の學部を置く

家 政 學 部
化 學 部

第二條 各學部の科目を必修科目及び選擇科目とす

但し家政學部に於ては參考科目を加ふ

第三條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第四條 家政學部に左の五部を置く

但し當分の内第三部第四部第五部は之を缺く

第一部 食物研究を主とす

第二部 兒童研究を主とす

第三部 住宅研究を主とす

第四部 服装研究を主とす

第五部 經濟學及家庭管理研究を主とす

第五條 家政學部に於ける各科目並に毎週學修時數左の如し

第一部

必修科目

學科目	學年及毎週學修時數	第一學年	第二學年	第三學年
生理學	實驗	二	二	
食品化學	實驗	二	二	
食品學	實驗	二	二	
實驗				

第二部
必修科目

家政學概論	實驗	燃料研究	實驗	食物經濟	實驗	食品の病理的研究	實驗	細菌學	實驗	生理化學	實驗	營養學
								二				二
										二		二
二		二		二		二				二		

兒童心理學	婦人科醫學及衛生	實驗	小兒診斷學	實驗	小兒營養學	實驗	小兒保育學	小兒科醫學	實驗	遺傳及優種學	實驗	胎生學	解剖學	實驗	生理學
							二			二		二	二		二
					二		二	二		二					二
二	二		二												

醫學
 病理學
 兒童保護問題
 婦人保護問題
 變態心理學
 兒童論研究
 玩具研究
 特殊教育研究
 食品取縮法
 被服材料學
 織物原料學
 住宅概論
 住宅構造及衛生學
 消費經濟研究
 生活費研究

二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 二
 三
 三
 三
 三
 三

每週學修時數

家政學概論	家庭教育研究	實驗	個性研究	實驗
二		二		

社會事業概論	二
經濟學	二
社會學	二
社會政策	二
衛生學	二
教育學及教授法	三

第六條 家政學部に於ては所屬の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科の科目を學修することを得

第七條 一科目一學年毎週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

第八條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第九條 家政學部に於ては三學年以上在學し必修科目及選擇科目を合せて十八單位以上を修了し卒業論文を提出して之に合格したるものを以て卒業者とす

第十條 但し論文の題目は豫め當該學部教員の承認を受くるを要す

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第一學年

必修科目	學修期間	每週時數	每週回數
理論及無機化學第一部	一年	四	一
有機化學第一部	一年	二	一
分析化學	一年	二	一

物理學
分析化學實驗
無機化學實驗
第二學年

一、二學期
三學期
一年

必修科目

無機化學第二部
有機化學第二部
理論化學第二部
有機化學實驗法
理論化學實驗法
有機化學實驗
理論化學實驗
選擇科目(甲)

一年
一年
一年
一年
一年
半年
半年

化學史
鑛物學
植物學
第三學年

一年
一年
一年

必修科目

特別問題實驗
色染化學
營養化學
燃料及電氣
選擇科目(乙)

一年間隨時
一年
一年
一年

二二二 | 二二二 | | 二二三三二 | | 四

| | | | | | | 五五 | | | | | 五五 |

膠質化學
藥物學
細菌學

一年
一年
一年

二
二
二

一
一
一

第十二條 化學部に於ては第一學年に於ける必修科目四科目以上第二學年に於ける必修科目五科目以上合格したるものにあらざれば次學年に於ける科目を受験することを得ず

第十三條 化學部に於ては三學年以上在學し必修科目の全部及び選擇科目甲乙の内各一科目以上合格したるものを以て卒業者とす

第五章 文學科規程

第一條 文學科に左の學部を置く

國文學部
英文學部

第二條 各學部の科目は左の如し

(一)國文學部(括弧内の數字は學修單位數を示す)
必修科目

國語學、國文學(九)支那文學(二)言語學概論(一)

選擇科目

外國(歐洲)語學、外國(歐洲)文學(三)文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教必理學(二)比較宗教學(一)哲學(一)支那哲學(一)心理學(一)倫理學(一)美學、美術史(二)國史學(一)教育學概論(一)教授法(一)社會學(一)

隨意科目

獨逸語學、佛蘭西語學、英吉利語學

(二)英文學部

必修科目

英吉利語學及英吉利文學(九)言語學概論(一)

選擇科目

文學原理論(一)宗教學(一)宗教哲學(一)宗教心理學(一)比較宗教學(一)哲學(一)心理學(一)倫理學(一)
 美學、美術史(二)支那文學(一)社會學(一)教育學概論(一)教育史概論(一)教授法(一)西洋史學(一)
 國文學(一)

隨意科目

佛蘭西語學、獨逸語學

第三條 學生は所屬學部の必修科目及選擇科目の外參考科目として科長の許可を受け他學部又は他科に於ける科目を學修することを得

第四條 一科目一學年每週二時間乃至三時間を以て學修の一單位とす

第五條 同一學年に於ける二種の講義を合せて學修の單位となすことあるべし隨意科の外國語は單位の外とす

第六條 學生は每學年五單位以上の科目を學修すべし

第七條 學生は每學年の始めに於て學修科目を定め科長の許可を受くべし

第八條 授業科目及講義題目は每學年の始めに之を掲示す

第九條 授業科目の修了は試験に依り之を認定す

第十條 左の三項に該當するを以て卒業資格とす

一、各學年所定の必修科目及選擇科目其他を合せて科目十八單位以上を修了すること

一、三學年在學したる者

一、卒業論文を提出し之に合格したる者

但し論文の題目は豫め當該科教員の承認を受くるを要す

第十條 論文は一月未迄に之を科長に提出すべし

第十一條 修了試験及卒業論文成績は甲乙丙丁の四等とし丙以上を合格とす

第六章 研究科

第一條 研究科は學術の蘊奥を定むる所とす

第二條 研究科學生は理學科並に文學科に分屬し指導教員の指導を受け學術を攻究す

第三條 研究科に入ることを得べき者は當該科の卒業者又は之と同等以上の學力あるものにして當該科に於て適當と認めたるものとす

第四條 研究科に入らしむべき時期は學年の始めとす

但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし

第五條 研究科に入らんと欲するものは特に攻究せんとする事項を具し當該科長を経て校長に願出づべし、校長は當

該科の議を経て之を許可す

第六條 當該科の卒業者に非ずして研究科に入らんと欲する者は學年開始前入學願書に學業履歷書を添付して願出づべし

前項の履歷書に依り當該科に於て研究科に入らしむるに適すと認めたる者は委員を揀定して學力檢定の上入學を許可す

第七條 研究科學生の在學期は二年とす

在學満期の後研究の必要に依り引續き在學せんと欲する者は當該科長を経て校長に願出で其許可を受くべし

第八條 研究科學生は指導教員及擔任教員の承認を得て學部の講義、演習、實驗等に出席することを得

當該科に於て研究科學生の爲めに特に講義を開き又は特別の演習實驗等をなさしむることあるべし

第九條 研究科學生は毎一年の終りに於て其攻究の狀況及び成績を記載したる報告書を指導教員を経て當該科長に差出すべし

第十條 研究科學生にして研究の結果に對する證明を得んと欲する者は在學二年以上を経たる後其研究したる事項に付論文を當該科長に提出すべし

前項の場合に於ては科長は之を教授會の審査に附せしむ合格したる時は校長之に證明書を授與す

第十二條 研究科學生は研究料として一年金六拾圓を前納すべし

第七章 高等學部

第一條 高等學部は女子の高等普通教育を完成し其品性を涵養すると同時に本校本科に入學するに必要な豫備教育を施すを以て目的とす

第二條 高等學部を分ちて文科及理科とす

第三條 高等學部の修業年限は三年とす

第四條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第五條 身體健全品行方正にして左の各號の一に該当するものは學業成績考査の上第一學年に入學を許可す

一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一 専門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第六條 文科の各學年に於ける科目及其每週學修時數は左の如し

科目	學年及每週學修時數	第一學年	第二學年	第三學年
實 踐 倫 理		二	二	二
國 語		二	二	二
漢 文		二	二	二

第一外國語	一〇	一〇	一〇
第二外國語	(四)	(四)	(四)
歷史	二	二	二
地理	二	二	二
數學	二	二	二
心理及論理	二	二	二
哲學	二	二	二
法制及經濟	二	二	二
自然科學	二	二	二
體操	二	二	二
計	二六 (三〇)	二六 (三〇)	二六 (三〇)

一、第一外國語は英語とす

二、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第七條 理科の各學年に於ける科目及其每週學修時數は左の如し

科目	第一學年	第二學年	第三學年
實踐倫理	二	二	二
學年及每週學修時數			

國語及漢文	二	二	二
第一外國語	一〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
數學	四	四	二
物理		三	五
化學		三	四
植物及動物	二	二	
礦物及地質	二		
心理		二	
哲學			二
圖畫	二		
體操	二	二	二
計	(二六) 二六	(三三) 二九	(三三) 二八

一、第一外國語は英語とす

二、第二外國語は獨語又は佛語とし之を隨意科目とす

第八條 各學年の課程修了及卒業は各科目の試験成績と平常の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第八章 專門科

第一條 專門科は女子に適當なる高等の學藝を教授且つ研究し併せて其品性を涵養するを以て目的とす

第二條 專門科に左の諸學部を置く

家政學部

國文學部

英文學部

師範家政學部

社會事業學部

第三條 各學部の修業年限は四ヶ年とす

第四條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第五條 左の各號の一に該當する者は體格操行並に學業成績考査の上各學部第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者には英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者

第六條 本科の學修科目を必修科目及選擇科目とす

必修科目を全體必修科目及部分必修科目とし選擇科目を專攻科目及自由選擇科目とす

專攻科目を主專攻科目副專攻科目並に基礎科目とす

第七條 全體必修科目は各學部各學年に共通せる學科にして其科目及每週學修時數左の如し

實踐倫理 (一)
體操 (二)

第八條 部分必修科目は各學部に共通せるも一定の學年に限り課するものにして其科目、配當及其每週學修時數左の如し

倫理學 第二學年(一)第三學年(一)

心理學 第一學年(一)

國語 第一學年(四)

英語 第一學年(三)第二學年(三)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語を缺くことを得

國文學部に於ては作文、文法、修辭及現代國文學を以て前項の國語に充つ

英文學部に於ては英語讀解を以て前項の英語に充つ

第九條 主專攻科目は學生が主力を注いで學修せんとして選擇せる聯絡ある一團の科目にして基礎科目は一定の專攻

科目の研究に必要な豫備知識を授くる科目とす

第十條 副專攻科目は必修科目及主專攻科目學修の外に尙餘力ある場合に於て二年以上に亘り每週三時間以上專攻す

る聯絡ある一團の科目とす

第十一條 自由選擇科目は學生各自の要求に應じて自由に選擇研究する科目とす

第十二條 各學部に於ける主專攻科目及基礎科目並に其每週學修時數左の如し

家政學部

基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
家庭物理學	二			
家庭化學	三			

生理衛生學	二											
家庭微生物學	一											
主專攻科目												
衣服研究						二、一 三學期三五						
住居研究						二、一 三學期二						
食物研究												三
育兒								三學期				二
看護老								一、二學期				二
家庭管理												二
料理							三					三
計	八	八	八	一〇	八							八

備考 副專攻科目として物理學を選択するものは家庭物理學を缺くことを得

國文學部

主專攻科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
國語學概論	二			

英文學科

主專攻科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
英語讀解	一〇	一〇	七	五
文學概論	二			
作文、文法、修辭	二			
語法研究				一
現代國文學	二			
近代國文學		三	二	二
中世國文學		三	二	二
上代國文學				二
國文學史		二	二	二
有職故實			二	
支那文學史				二
漢文學	二	二	二	二
計	一〇	一〇	一〇	一一

師範家政學部

食物研究	衣服研究	主事攻科目	家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學	家庭物理學	基礎科目
			一	二	三	二	第一學年
	二、三學期						第二學年
	三五						
三							第三學年
三							第四學年

計	英文學評論	英文學史	英文學	英語作文	英語會話
一五				三	二
一五				三	二
一四		二	五		
一四	二	二	五		

應用人類學	社會心理學	社會衛生	統計學	社會經濟學	社會學	生理學	基礎科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
			二	二	二	二			二		

社會事業學部

備考 副專攻科目として物理學を選擇するものは家庭物理學を缺くことを得

計	料	教	養看	育
	理	育	老護	兒
八		學	法	法
八	三			
一〇	三	中等女學校教授法	三學期	二
一〇	三	教育學概論		
		一般教授法		
		家庭事務教授法		
		二		

主專攻科目	女工保全科			
社會倫理			二	
變態心理學			二	
社會問題			二	
社會事業の發展及理論			二	
産業の發展			二	
工場法、青年女子ノ研究 女子職業問題			二	
同化事業、家族問題 防貧救貧事業				二
社會事業調査法				二
女工ノ教育保護及娛樂問題				二
女工使用問題農村問題、 勞資問題				二
社會政策				二
婦人問題				二
社會事業實習				二
計	八	八		二二

第十三條 副專攻科目及自由選擇科目は他學部の科目並に左記科目中より選擇學修するものとす

教育學概論、哲育史、教授法、兒童研究、哲學概論、哲學史、美術史、宗教學概論、宗教哲學、現代哲學思潮、文學原理論、言語學概論、近代文學思潮、本邦史、東洋史、西洋史、經濟學概論、本邦法制、社會學概論、人類學、代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微積分、物理學、化學、生物學概論、生理學、家庭博物學、園藝、裁縫、禮法、手藝、英語

以上の科目は時宜に依り加除することあるべし

第十四條 開設すべき選擇科目並に其每週學修時數は學年の始め之を揭示す

但し相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十五條 學生は必修科目並に選擇科目を併せ每週十九時間以上二十五時間以内の範圍内に於て學修するものとす

第十六條 學生は毎學年の始めに於て學修科目を定め許可を受くべし

第十七條 一旦選擇したる科目は中途漫りに廢止することを得ず

第十八條 各學年の課程修了は各科目の試験成績と平素の業績に依り教授會議の議決を以て之を認定す

第十九條 全學年の課程を修了したるものは卒業論文を参照し教授會議の議決を以て卒業を認定す

第二十條 正科生たるべき資格を有せざるも本科所定の科目を學修し得る學力ありと認定したる者は體格操行其他考

査の上特修生として入學を許可することあるべし

第二十一條 特修生の學修科目は實踐倫理及體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第二十二條 各學部の卒業生にして引續き在學研究せんと欲する者は一年以上三年以内の範圍内に於て之を許可することあるべし

第二十三條 本校の諸規則は凡て之を特修生並に研究生に適用す

附 則

第二十四條 本學則改正の際現在學せる從來の日本女子大學校各學部學生は専門科各學部に在學せるものと看做す

東京市小石川區高田豐川町十八番地

日本女子大學校

電話

本校 同 校舎購買會 同
同 校長宅 同 櫻楓會 同
三、五〇一 三、五〇一 二、五二八
三、五〇一 三、五〇一 二、五二八

日本女子大学史資料集 第五十六(六)

日本女子大学校規則

〔大正一三年—昭和二年三月〕

発行日 二〇一四年三月一日

編集 日本女子大学成瀬記念館

発行 日本女子大学成瀬記念館

〒112-8681 東京都文京区目白台二丁目一

電話(〇三) 五九八一—三三七六

印刷 開成出版株式会社

〒101-0052 東京都千代田区

神田小川町三丁目二六—二四

